

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
55	意見	青森県子ども家庭支援センター	〔事業経費の計画に対する実績について〕 県は指定管理者が行う経費の積算金額について、計画と実績の乖離が大きいため、積算の見直しの実施や、事業が計画どおり適切に実施されているかについて指定管理業者の指導を徹底していく必要がある。	青森県男女共同参画センター事業費及び青森県子ども家庭支援センター事業費の計画と実績の乖離が大きい理由は、各事業費に計上すべき消耗品等を、一般管理費に計上していたことが原因であったため、平成27年2月16日に、両センターの指定管理者に対し、事業費に計上すべき消耗品費等について、適正に計上するよう指導した。 また、平成27年6月29日には、指定管理者から、消耗品等を適正に各事業費に計上していることの回答を得た。	こどもみらい課、青少年・男女共同参画課
55	意見	青森県子ども家庭支援センター	〔事業報告書の確認結果の共有について〕 アピオあおもりは、二つの機能を有する施設であり、アピオあおもりの指定管理業務全体に係る所管課は、環境生活部青少年・男女共同参画課である。事業報告書は同課に提出され、確認事務が行われており、当該事務により記載もれや記載誤りは修正されていたものの、こどもみらい課に伝達されていなかったことが、後になって明らかとなった。 今後においては、確認事務の結果を事業に関連する両方の課において共有し、指定管理者の事業実績の内容を計数値の面でも正しく把握し、保管しておく必要があると考える。	平成27年2月16日に、青少年・男女共同参画課、こどもみらい課及び指定管理者の三者で今後の重要書類の取扱いを協議し、施設所管課である青少年・男女共同参画課に提出される基本協定や年度協定に係る重要書類は、同課からその写しをこどもみらい課に送付することにより、業務実績の内容の共有を図ることとした。	こどもみらい課、青少年・男女共同参画課
56	意見	青森県子ども家庭支援センター	〔支出内容の確認について〕 事業費のうち、子ども総合相談事業において、3月にポスター・リーフレット作成費72,000円(税抜き)が計上されていたため、振替伝票を見たところ、ポスター・リーフレット作成費ではなく、平成25年度事業実施報告書の印刷費75,600円(税込み)として計上されていた。 県は、支出内容の確認を適切に行う必要がある。	平成27年2月16日の基本協定に基づく実施検査において、帳簿記載の誤りについて修正を行った。今後も支出内容の確認を適切に行う必要があるため、アピオあおもりで作成する月次明細表と振替伝票の照合を定期的に行うこととした。	こどもみらい課
57	意見	児童相談所カウンセリング強化事業	〔児童相談所の支出区分について〕 当該報償金等の支出区分は、弘前児童相談所及び八戸児童相談所におけるものとして予算の設定が行われており、また、国への報告における単位としても弘前児童相談所及び八戸児童相談所という分類になっている。 しかし、実際には、中央児童相談所(青森市)においても支出があるため、正しい支出区分は、中央児童相談所、弘前児童相談所及び八戸児童相談所の3区分になる。事業実績等をまとめた資料は実際の支出区分に応じたものとして作成することが適切である。	事業実績をまとめた資料は、各児童相談所に照会の上、実際の支出区分に応じたものとして作成した。	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
60	意見	里親支援機関事業	〔専門里親認定研修における人数制限について〕 県では、平成23年12月に「専門里親継続研修について」の中で、他県の状況も確認した上で、専門里親の認定研修受講者の推薦は1名とする方針を定めている。 専門里親認定研修を受講しようとする者が複数いた場合でも、予算の範囲内で柔軟に対応することが合理的かつ合目的的であると考えられる。	平成23年12月に定めた、専門里親の認定研修受講者の推薦は1名とするといった方針を見直し、平成28年度推薦分からは、複数名の希望があった場合でも必要に応じて対応していくこととし、希望者数を把握するための事前調査を実施した。	こどもみらい課
61	指摘	あおもり出会いサポート事業	〔再委託の承諾書について〕 県は、業務委託契約書の規定に従い、再委託をする業務については、書面により承諾を行う必要がある。	平成27年度から、業務委託契約書の規定に基づき、再委託業務については事前に書面で承認している。	こどもみらい課
62	意見	あおもり出会いサポート事業	〔事業名の相違について〕 「あおもり出会いサポート事業」は、平成26年度から「あおもり出会い・結婚応援事業」として実施されている。しかし、平成26年度の委託契約書・仕様書における事業名の記載の一部が「あおもり出会いサポート事業」のままとなっており、整合していない。従って、委託契約書及び仕様書において、事業名を整合させる必要がある。	平成27年度より、委託契約書及び仕様書の事業名については、「あおもり出会い・結婚応援事業」として整合させた。	こどもみらい課
62	意見	あおもり出会いサポート事業	〔事業の成果について〕 人口減施策の中で、結婚促進対策を本県の事業として今後も継続的に推進していく以上は、成婚数を把握する手法を検討するとともに、先進自治体から情報収集するなどして、事業の有効性と費用対効果を高めていく必要があると考える。	平成27年度から、会員登録の際に、成婚数の把握の必要性について説明を加え、理解を求めたうえで登録するなど、成婚報告について徹底を図った。 また、今後の結婚支援事業の有効性と費用対効果を高めていくため、事業の受託者が先進的な取り組みを行っている他県の状況を視察した結果を、結婚支援事業について市町村や関係団体が意見交換を行う連絡協議会において報告し、各団体の結婚支援事業に活用していくこととした。	こどもみらい課
63	意見	あおもり出会いサポート事業	〔わくわくあおもり子育てプラン(事業編)における指標について〕 本事業は、急速に進行する少子化対策の一環として、結婚を希望する者の出会いと結婚を支援することを目的としている。従って、「成婚数」を指標とすることによって、プランに掲げている目標指標である「合計特殊出生率の増加」につながるものとする。 成婚数を把握しきれないというのであれば、出会いの場としての「イベント参加者数」を代替指標とすべきであり、目標を達成するための手段にすぎない「イベント情報提供回数」や「広報誌配布数」を指標とすることは不適當であるとする。	平成26年度で終了した「わくわくあおもり子育てプラン」の後継となる新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン」では、社会全体で結婚を応援する気運の醸成のための啓発活動、結婚支援推進のための関係機関のネットワーク形成を推進することとし、指標の設定はしないこととした。	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
65	指摘	認定こども園推進事業費補助金	<p>[認定こども園推進事業費補助金の二重交付について]</p> <p>「認定こども園推進事業」、「私立幼稚園子育て支援等推進事業」の両事業を監査した結果、本事業の補助対象とされた人件費の一部は、事業の対象経費が重複していることが明らかとなったため、交付済みの補助金347万円の返還を要請すべきである。</p> <p>県と市町村、県庁内の対象課の間で十二分に原因を更に究明し、このような法規等に準拠しない不適正事務を反省し、組織上、地方自治体間、事務手続き上において再発防止策を講じる必要がある。</p>	<p>補助金の二重交付が確認された1市に対して、「認定こども園推進事業費補助金」の過支給額347万円の返還を要請し、平成27年4月6日に全額が県に返還された。</p> <p>今回、補助金の二重交付が生じたのは、関係課の間でそれぞれの事業の事前把握ができていなかったことに原因がある。</p> <p>そのため、再発防止策として、今後は次年度予算編成時などの機会を捉えて、関係課間で保育所等に対する補助事業等の実施の有無に関する情報を共有し、補助対象が重なる事業の実施予定がある場合は、協議の上、事業の一本化を図ることとした。</p>	こどもみらい課、総務学事課
70	意見	認定こども園推進事業費補助金	<p>[認定こども園の保育所の収支状況について]</p> <p>○学校法人の計算書類との数値の乖離</p> <p>本補助金は幼保連携型認定こども園への移行促進を目的とした事業であるが、学校法人全体の財政的支援を目的とするものではなく、あくまでも保育福祉向上の観点から、保育所部分のマイナス収支の補てんを行うことで、経費負担の軽減化を図るのが狙いだと解される。</p> <p>実績確認手続きにおいては、県は部門別計算の正確性に対する意識を強く持つ必要があると考える。「全体」を見なければ、個別部門の計算の適正性は確認できるはずはないのである。</p> <p>県総務学事課は学校法人全体に対する監督責任を有していることから、補助金の適正執行の観点、監査通知事項の遵守の観点から、是正措置を講ずる必要も生じよう。</p> <p>○県内市町村事業との連携</p> <p>県と市町村は今後、更に連携を深め、交付申請のあった市町村に対して事務的に交付するだけでなく、県の県土全般を対象とする指導的役割を担い、県民福祉の向上のために、このような基金事業を活用するメリットを各市町村に訴えることを期待したい。</p>	<p>各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化が図られるよう注意喚起をした。</p> <p>平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく必要があることから、各市町村に対して、国の交付金等を活用した事業の積極的な実施を働きかけていくこととしている。</p>	こどもみらい課、総務学事課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
74	意見	保育所緊急整備事業	<p>[実績確認と会計処理の整合性について]</p> <p>行政側では建物の完成実績を確認して25年度補助金として交付しているのに対して、社会福祉法人側では25年度では建物が完成した会計処理をしていないケースや、行政側では建物の完成実績を確認できていないが、社会福祉法人側では25年度中に建物が完成した会計処理をしているケースがあった。</p> <p>会計処理と決算報告内容の適正性確保は、言うまでもなく、一義的には社会福祉法人側の責任の下で行うものであるが、行政側の事務処理にも遠因があると思われる。</p> <p>より適時な事務処理を市町村が行い、県に速やかに実績報告を行い、県はなるべく速やかに内部の起案決裁処理を行って補助金の交付事務を行う必要があると考える。また、完成検査の時点や補助金の交付決定の時点で、例えば「本補助金は25年度分であり、貴法人においても25年度決算において適正に会計処理を行うよう希望する」旨の文書で通知することで、当該事案のような不整合性はかなり回避できるのではないだろうか。いずれにしても、県の会計処理と法人の会計処理に認識の相違があるこのような事案については、行政の指導監督権限の中で、法人の会計処理に関する改善事項となる可能性もあることから、県が行う社会福祉法人の指導監査上も留意することを希望する。</p>	<p>保育所緊急整備事業は平成26年度で終了したが、平成26年度分の補助金の確定通知書から決算年度を明記することとし、県と社会福祉法人において会計処理年度の整合性を図ることとしたほか、平成27年10月2日には、保育所を運営する社会福祉法人に対し、県補助金の交付年度と法人の会計年度の整合性をとるよう文書により指導した。</p>	こどもみらい課
85	意見	地域子育て支援事業	<p>[各市町村の補助金申請に関する確認事務について]</p> <p>県は、各市町村から本事業の補助金申請の書類を入手しているが、その記載内容の検証を行っていない。</p> <p>補助対象経費の確認のために、決算書の添付と備考欄での説明を求めているのであるから、記載内容を統一し、補助対象経費の根拠資料として、県でもチェックすべきである。また、平成26年度からは、県も3分の1を負担することになったことから、補助対象経費の範囲、支出内容、支出の費用対効果についても、必要な説明を市町村に求めるべきである。</p>	<p>平成26年度の実績報告書等について、補助対象経費の範囲等の確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、記載内容の統一等を図るよう、平成27年8月7日付けで文書により指導した。</p> <p>なお、平成27年度からは、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」によりニーズ量や提供体制の確保状況が把握できることとなったので、同事業計画に基づき、費用対効果を勘案しながら補助金を執行していくこととした。</p>	こどもみらい課
86	意見	地域子育て支援事業	<p>[事業の目標設定値に対する取り組みについて]</p> <p>県は、目標値と実績値とで乖離のある市町村、あるいは事業実施に至っていない市町村に対して、一層の努力を促すと同時に、市町村の改善策を共に考えていくことが必要ではないだろうか。</p>	<p>平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度により、県内全市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域のニーズ調査をした結果に基づき提供体制を確保することとされ、各市町村の事業目標が設定された。</p> <p>県は同計画に基づく達成度を評価し、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとした。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
87	意見	地域子育て支援事業	[本事業の実施状況(費用対効果)の分析について] 県は、本事業の実施状況とその効果に関して、評価検討を加えていないが、各市町村から実施報告は提出されていることから分析は可能であり、事業利用者の意見や感想といった数値に表れない定性情報も市町村と連携して把握すべきである。事業がどのように役立っているのかについての評価・分析は、市町村が行っている場合であっても、県は、全県的な視点で情報を収集し、事業を総括し、分析をするべきであると考え。ましてや、平成26年度からは、県の負担が3分の1発生するため、従来のような市町村任せの姿勢を改め、事業の有効性を検証することが期待される。	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度により、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」のなかで事業目標が設定され、目標に対する達成度を市町村自らが評価することとなった。県においても、目標の達成度を総合的に検証し、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとした。	こどもみらい課
90	指摘	病児・病後児保育対策事業	[実績報告書等の確認について] 実施事業の対象経費が正しいことを確認するための歳入歳出決算(見込)書抄本と提出書類との照合手続きが不十分であったり、誤った記載をしている市町村もあった。補助金精算書の誤った記載については、国への実績報告金額も誤ったことになる。いずれも補助金額には影響しなかったものの、補助金交付事務として実績報告書等が適正妥当なものであるかについて、県は十分な確認事務が必要である。	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、事業者からの実績報告の確認を適正に実施するよう、平成27年8月7日付けで文書により指導した。	こどもみらい課
92	意見	病児・病後児保育対策事業	[事業目標の達成状況について] わくわくプラン策定時(平成20年度)において、病児・病後児保育事業の実施市町村は5市町村であり、最終年度の平成26年度には13市町村を事業目標としていた。 当初計画になかった三沢市、鯉ヶ沢町が事業実施しているものの、10市町村の実施であり、目標達成には至っていない。 病児・病後児保育事業は、子育てと就労の両立を図る保護者の強力な味方であるが、比較的ニーズが高いと思われる病児保育については、医師や看護師の確保が難しいこと、病児の急変などのリスクが高いこと、病児保育の施設基準を満たすことが難しいこと、実施施設の費用面の負担もあり、設置が進んでいない現状がある。市町村レベルだけでは解決できない課題も多く、県としても事業実施の推進に向けて積極的役割を果たすことが望ましい。	平成27年度より、従来の市町村が病児・病後児保育実施施設へ補助等を行うことに対する補助事業に加え、県が直接実施施設へ補助を行う「病児・病後児保育促進支援事業」をモデル事業として実施している。当該モデル事業の実施に伴い、4市町の6施設において新たに病児・病後児保育が開始されたといった直接的な効果が得られたほか、モデル事業実施を通じて得られたノウハウ等を実施マニュアルとしてまとめることとしており、これを市町村へ提供することにより施設の普及促進を図ることとしている。	こどもみらい課
92	意見	病児・病後児保育対策事業	[事業実施施設の収支状況の改善について] 根本的な収支状況の改善には安定的な財政支援が必要と思われ、全国知事会からは国へ定額補助である基本分(病児保育1か所あたり年額240万円、病後児保育1か所あたり200万円)の引き上げなどの要望が出されているが、県独自でも運営施設の収支状況等について市町村より継続的に情報を入手し、医師や看護師などの人材確保が難しい地方の実情に即した国への提案に取り組むことも必要と思われる。 また、補助金の加算基準に関して、八戸市は平成26年度から事業実施自治体の裁量で利用者数を50人毎の加算基準にして、運営施設の負担軽減を図り、子育て支援の更なる充実を目指しており、この取組は他の事業実施市町村についても参考となろう。	平成27年度の国庫補助基準額は、全国知事会として要望した結果、基本単価が改善された。今後も市町村から継続的に情報を入手し、必要に応じて国へ要望していく。	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
97	意見	延長保育促進事業	[実績報告書とその添付資料について] 県において、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査すること、及び市町村に対し、実績報告書及びその添付資料作成に関する適切な指導を行うことが必要である。	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、補助金関係書類の適正化を図るよう、平成27年8月7日付けで文書により指導した。	こどもみらい課
98	意見	休日保育事業	[実績報告書とその添付資料について] 県において、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査すること、及び市町村に対し、実績報告書及びその添付資料作成に関する適切な指導を行うことが必要である。	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、補助金関係書類の適正化を図るよう、平成27年8月7日付けで文書により指導した。	こどもみらい課
100	意見	放課後児童健全育成事業	[実績報告書の検証について] 実績報告書の記載に不自然な点がある場合や対象経費と決算書支出済額が異なる場合には、市町村に問い合わせを行い、必要に応じて実績報告書の再提出を求める、対象経費の検証として各放課後児童クラブの帳簿書類や領収書等の証憑書類も行うことが必要である。	各市町村から提出される実績報告における、各放課後児童クラブでの対象経費の実支出額や決算書類について、平成26年度の事業実績報告においては、必要な修正等を行い、内容が適正なものとなるよう市町村を指導した。	こどもみらい課
101	意見	放課後児童健全育成事業	[年間平均登録児童数の検証について] 各放課後児童クラブの児童の出欠状況を確認できる書類を実績報告書の添付書類として追加し、年間平均登録児童数と毎日の児童の出欠人数が大幅に乖離する場合や、全く出席していない児童がいる場合等には、市町村担当者に対してヒアリングを実施する等、年間平均登録児童数の妥当性の検証方法について検討すべきである。	毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況に関する調査」の結果を基に、年間平均登録児童数の妥当性を確認していくこととした。	こどもみらい課
102	意見	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	[事業効果の薄れた事業の継続について] 「パパ・ママ・ナビあおもり」の利用数・利用率とも低下している一方で、事業費(当初予算額)は平成22年度以降同額となっていることから、事業の効果は明らかに逡減している。 本事業をこのままの形で継続することは、顧客満足度、費用対効果、提供手段の陳腐化から考えて、好ましくない。利用促進のための課題検討と具体的な改善施策を講じる必要がある。	利用促進に向けて課題を検討した結果更なる周知が必要と考えられたことから、市町村を通じて、全妊婦に対して妊娠届時にチラシを配付することとした。また、スマートフォンにも対応するよう改良を加えたほか、提供する情報についても、市町村事業の情報も含め新しいものとなるようにした。	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
103	意見	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	<p>[随意契約による委託先の選定について]</p> <p>「パパ・ママ・ナビあおもり」の運営管理業務は、平成15年度に競争入札で選定した業者に平成16年度から10年度継続して随意契約で委託している。</p> <p>事業開始当初は他に受託可能な業者が存在しなかったとしても、その後受託可能な業者が出現している可能性は十分に想定できる。また、事業の効果が逡減しているもとの、委託業者の再選定を含めた事業の見直しを行わないことは不適切である。</p> <p>本事業の継続にあたっては、委託先業者を選定し直す必要がある。</p>	<p>一般競争入札や企画提案型コンペの実施、当課ホームページへの併合等、サイトの運用方法について今後検討することとする。</p>	こどもみらい課
103	意見	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	<p>[サイトへの広告掲載について]</p> <p>「パパ・ママ・ナビあおもり」には民間事業者の広告掲載がない。</p> <p>最近では自治体のウェブサイトへの民間事業者の広告掲載は一般的に行われており、むしろ掲載希望者を募っているのが通常である。これには広告料収入により自治体の費用負担を軽減する意味も大きい。従って、「パパ・ママ・ナビあおもり」においても広告掲載を許可しない合理的な理由はなく、県の負担を軽減するためにも、広告掲載の許可を検討する必要がある。</p>	<p>利用状況の推移を見ながら、当課ホームページへの併合等を含めて、サイトの運用方法を検討していく。</p>	こどもみらい課
105	意見	長期療養児療育相談事業	<p>[わくわくプランにおける本事業の位置づけについて]</p> <p>わくわくプランの基本方針1の施策目標指標である乳児死亡率、合計特殊出生率、里親等委託率のいずれとも、直接的な関係が薄い。</p> <p>プランにおける本事業の位置づけはあいまいであり、そのような事業をプランに含めることはプラン全体の性格をあいまいにしてしまう恐れがある。本事業をあえてプランに含める意味があるかどうか、検討が必要と考えられる。</p>	<p>長期療養児療育相談事業は平成26年度で終了したが、同じく平成26年度で終了した「わくわくあおもり子育てプラン」の後継となる新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン」において、施策の目標指標が前計画の3項目から18項目に増加し、当該事業に関係する指標が設定されたことから、終了した事業の後継事業である「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を、新計画における目標達成のための事業として位置付けることとした。</p>	こどもみらい課
106	指摘	不妊相談事業	<p>[委託料の積算根拠について]</p> <p>委託先から報告された受入額と支出額の乖離について内容や理由を調査するか、あるいは改めて見積書を徴取することにより、委託料の積算を実態に応じて正確に行う必要がある。これにより、今後の委託費の積算において、少なくとも謝金の部分について減額できる可能性が高いと考える。</p>	<p>平成27年度における委託料の積算については、委託先に対して事業の実施見込みを確認したうえで、謝金については減額するなど、実態に応じた積算を行った。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
108	意見	特定不妊治療費助成事業	〔事業の成果指標について〕 本事業の成果の指標は助成件数とされている。助成件数は平成22年度以降増加しているが、不妊治療の目的から見て、妊娠の成立を事業の指標とすべきと考えられる。 この点、所管課では、平成25年度以前については妊娠の有無を書類上把握できる仕組みになっていなかったため、医師から提出される受診等証明書の様式を見直し、平成26年度以降は妊娠の有無という欄を設けて、妊娠の成立を県として把握できるように改めている。平成26年度以降についてデータを蓄積し、事業の成果指標として役立てていくことが望まれる。	新様式の使用を医療機関へ再周知を図り、妊娠成立の把握を徹底した。また、今後の事業の成果指標とするため、件数をシステムに入力し蓄積するよう事務の取扱いを改めた。	こどもみらい課
110	意見	ひとり親家庭等医療費補助事業	〔市町村が実施している医療費の給付事務の確認について〕 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なものか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっている以上は、県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。	市町村へ現地調査を行い、例えば給付要件の確認状況など、給付事務が適切に実施されているか確認を行った。今後も定期的に現地調査を実施することとする。	こどもみらい課
112	意見	乳幼児はつらつ育成事業費補助	〔市町村が実施している医療費の給付事務の確認について〕 乳幼児はつらつ育成事業費補助の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なものか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっている以上は、県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。	市町村へ現地調査を行い、例えば給付要件の確認状況など、給付事務が適切に実施されているか確認を行った。今後も定期的に立入調査を実施することとする。	こどもみらい課
113	意見	自立支援医療(育成医療)給付事業	〔わくわくプランにおける本事業の位置づけについて〕 わくわくプランの基本方針1の施策目標指標である乳児死亡率、合計特殊出生率、里親等委託率のいずれとも、直接的な関係が薄い。 プランにおける本事業の位置づけはあいまいであり、そのような事業をプランに含めることはプラン全体の性格をあいまいにしてしまう恐れがある。本事業をあえてプランに含める意味があるかどうか、検討が必要と考えられる。	平成26年度で終了した「わくわくあおもり子育てプラン」の後継となる新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン」では、検討の結果、本事業を関連事業として掲載しないこととした。	こどもみらい課
115	指摘	ひとり親家庭等日常生活支援事業	〔県の単価適用方法について〕 子育て支援と生活支援の区分や時間帯に関係なく一律の単価740円を適用する県の単価適用方法によれば、国の補助金額を上回る場合があり得ることになる。また、支援員に支払う時間数の集計は、1時間未満の15分や30分といった端数が生じた場合、すべて切り上げて1時間として計算して派遣手当の支払いを行っている。このような取扱いにより、国への基準額を上回るケースは、一律740円の低い単価を採用している青森県ではないと思うが、場合によっては上回る状況も想定される。国とは異なる適用単価、慣例的に行われているこのような時間数集計については、再検討の上で、取扱要領等を定め、適正な運用を図る必要がある。	事業の実施要綱を見直し、派遣時間が1時間未満の取り扱いについて、30分未満を切捨て、30分以上は切り上げて1時間とすることとしたほか、宿泊を伴う派遣の場合は国の定める基準により算定することとした。	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
116	指摘	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[委託事業者に対する指導監督について]</p> <p>委託先の県母連において実地監査を行った結果、本事業に関連して、下記の問題点が認められた。県は委託者の事業内容について監督する立場にあることから、今後の事務において改善を図るよう、指導することが必要である。</p> <p>○資格確認について</p> <p>青森県母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業実施要綱によれば、介護人(家庭生活支援員)の選定及び登録について、訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者を選定し、母子・寡婦・父子家庭介護人(家庭生活支援員)名簿に登録し、内容に変更があった場合は速やかに登録内容の変更を行うこととしている。この名簿を確認したところ、ヘルパー資格取得の証明書を徴収していない者が3人いた。そのうち2人は、まだ事業を行っていないが、残りの1人については既に事業を実施している者だった。要綱に従い、速やかに資格証明書を徴収して、要件を具備しているかを書面により確認する必要がある。</p> <p>○派遣手当の源泉徴収税額について</p> <p>家庭生活支援員への派遣手当は、支援事業終了の都度支払われているが、派遣手当から差引かれる源泉所得税額を月ごと等に支払う給与に適用する源泉徴収税額表(月額表)乙欄で算定していた。税務的に正しい方法は、源泉徴収税額表(日額表)乙欄の適用であるので、今後は適正な源泉徴収税額を適用して算定し、派遣手当から差し引いて支払う必要がある。</p>	<p>県母連に対し、今後の資格確認について改善を図るよう指導した。なお、ヘルパー資格取得の証明書を徴収していなかった者への資格確認については、確認の対象者が家庭生活支援員名簿への登録の継続を希望しないとのことだったので、登録者名簿から削除することとした。</p> <p>また、家庭生活支援員への派遣手当の源泉徴収税額については、県母連が青森税務署に確認した結果、源泉徴収税額表(月額表)乙欄で算定するようにとの指示であったことから、確認結果に基づいた算定を行っている。なお、県母連の確認結果については、県においても平成27年10月1日に青森税務署へ確認している。</p>	こどもみらい課
117	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[県の適用単価の見直しについて]</p> <p>家庭生活支援員の人材確保が課題となっているが、この原因は、事業が不定期で安定的な収入が得られないため人員が集まらないとのことであった。</p> <p>県は一律の時間単価740円を採用しており、国の要綱上の子育て支援派遣の単価としては妥当だとしても、生活援助派遣(対象家庭で行う乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除等)の単価としては、国の基準単価が1,530円であるのを見てもわかるように、民間実態を反映したものとなっていない。</p> <p>生活援助派遣事業については、県の適用単価の見直しが必要であろう。</p>	<p>生活援助派遣手当の単価設定については、来年度の予算編成過程において検討・整理することとする。</p>	こどもみらい課
117	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[利用者の公平性について]</p> <p>平成24年度においては、本事業の派遣金額412千円(総派遣時間557時間)のうち、特定の家庭1人による年間利用額が263千円(派遣時間356時間)と全体の6割超を占めた。この利用状況については、母親の出張中に男子中学生を泊りがけで随時、ほぼ1年間に亘って預かるものであった。本事業の趣旨は、一時的事由で 日常の家事や育児などができない場合の支援事業であり、年間を通した継続的な利用を想定したものではない。</p> <p>限られた予算の中で、支援の必要な人に偏りなく公平に支援の機会を提供するためには、ある程度の制限は利用規定などを設けて示すべきであると考えます。</p>	<p>利用の公平性を確保していくため、利用上限日数、期間等の設定を来年度の予算編成過程において検討・整理することとする。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
118	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[潜在的利用者へのPRについて]</p> <p>本事業は、市町村の広報誌、委託先である県母連のホームページ、母子家庭等対象のちらしに掲載するなどして周知しているが、利用人数が増加していないのを見ると、有効なPRができていないことが実施上の課題であると思われる。県母連で行う各種イベントでも積極的に告知するなどし、多くの潜在的な利用者認知してもらうための工夫が必要である。</p>	<p>各市町村に依頼して、当該事業を含むひとり親家庭が活用できる支援策をまとめたパンフレットを、ひとり親家庭等医療費助成の受給資格証切り替えのために市町村の窓口を訪れる対象者へ配布した。また、県母連が実施した親子ふれあい講習会や生活支援懇話会といったイベントの際に、事業の説明を行い周知を図った。</p>	こどもみらい課
118	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[支援員の資格要件について]</p> <p>国の母子家庭等日常生活支援事業実施要綱によれば、家庭生活支援員は次の要件を備えている者のうちから選定することになっている。 (1)生活援助は訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者とする。 (2)子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者とする。 県では、生活援助も子育て支援も、訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者でよいとしている。子育て支援には、乳幼児の保育等に関して様々なリスク(例えば保育中の事故、虐待など)を伴うこともあり、本来であれば厚生労働省で定める一定の研修を受けた者や保育士等が実施することが望ましいことは言うまでもない。本事業に限ったことではないが、女性の視点で考えると、人材確保が難しいからといって資格要件を下げるのではなく、子育て支援推進に資する人材の教育充実を図り、受け皿を底上げしていく取り組みが今後において望まれる。</p>	<p>子育て支援に係る一定の研修を受講した者を支援員として確保する方向で検討する。</p>	こどもみらい課
120	意見	母子家庭自立支援給付金事業	<p>[利用促進策の検討について]</p> <p>本事業は、国の定めた実施要綱に沿って実施しており、県としての独自色が見られない。実際の利用者との相談や事務手続きは、各地域県民局(福祉事務所)において、母子自立支援員が対応しているが、こどもみらい課でも、現場からの情報を吸い上げて、現状の制度の問題点や改善策を検討すべきと思われる。 本事業は、日本全国の都道府県で実施されているが、例えば、自立支援教育訓練給付補助事業においては、東京のような都市部と本県の郡部とでは、状況がかなり異なるのだから、交通費支援や通信講座の利用促進など、独自の対策を検討しても良いと思われる。</p>	<p>母子自立支援員連絡会議において、現状の制度の問題点等に関する支援員からの提案や、利用者の声の情報提供を求めたところ、特に提案等がなかったものだが、今後も機会を捉えて確認していくこととした。また、現行制度の周知活動は引き続き行うこととし、市町村の戸籍担当窓口等で重点的にリーフレットの配付を行った。</p>	こどもみらい課
123	指摘	母子家庭等就業・自立支援センター事業	<p>[県母連の人件費負担について]</p> <p>県母連は、僅かではあるが、本事業以外の公益事業も行っているにもかかわらず、県母連からの精算資料の金額には、県母連の人件費の全額が、本事業の精算額として計上されている。 事業費に係る人件費のうち、管理費部分を除くとか、合理的な基準に基づき事業区分別に按分計算して、本委託事業の対象とするべきである。</p>	<p>本事業以外の人件費と区分するため、事業区分別に案分計算することとし、変更後の基準により変更契約を行った。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
123	意見	母子家庭等就業・自立支援センター事業	[精算資料等の確認、事業内容の評価について] 県母連からの精算資料は正確な内容であると推定し、その内容の確認事務を行わずに委託料を支払っている。また、実施した事業の報告を受けるのみで、実施事業による効果の評価も行っていない。 県母連は事業の企画・実施の能力もあり、県と関係の深い公益財団法人である。3年に1度程度、県の指導監査も受けているとは言え、事業の経済性及び有効性を更に高めるために、また、会計の真実性と正確性を確認するため、事業委託者として、報告内容の実態把握、最低限の原始証憑の確認、及び事業内容の検証と評価を行うべきと考える。	平成26年度の事業費精算に当たり、現地確認し事業実施状況及び支払関係の原始証憑の内容確認を実施した。	こどもみらい課
126	指摘	母子寡婦福祉資金貸付金	[違約金の不徴収について] 未納事由の調査及び違約金不徴収の事務は、そのすべてを対象とすべきである。 母子寡婦福祉資金電算システムから出力される「母子福祉資金違約金発生者一覧表」は、完済分の違約金のみを抽出する仕様になっており、返済の終わっていない分の違約金については抽出されていなかったにもかかわらず、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」に基づいて、未納事由の調査及び違約金不徴収の事務を執行していたため、収入未済の延滞金については、未納事由の調査が行われておらず、また、違約金不徴収事務の対象とされていなかった。 県における、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び、「母子寡婦福祉資金電算システム」の機能追加・改修等により、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」に収入未済の延滞金に対する違約金が表示されるようにした上で、その一覧表に基づき、未納事由の調査及び違約金不徴収事務を執行する、あるいは、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」では抽出されない未納の延滞金に対しても未納事由の調査及び違約金不徴収事務が執行されるよう、事務の執行方法を改めることが必要である。	関係通知及び事務取扱要領について、違約金の取扱いを検討のうえ、改正するとともに、母子寡婦福祉資金電算システムの改修について検討することとする。各福祉事務所にて改正した要領等の周知を図り、当該事務の適正執行に努めることとする。	こどもみらい課
128	指摘	母子寡婦福祉資金貸付金	[違約金不徴収申請書の添付書類について] 東青地域県民局において、滞納者より提出された違約金不徴収申請書に、支払期日までに償還金等を支払うことができない事由を証する書面の添付が一切行われていないにも関わらず、違約金不徴収の決定が行われ、申請書すべてについて不徴収が認められていた。このような事態が生じているのは、①県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨が十分理解されていなかったこと。②県において、違約金の不徴収事務に関して、債務者に十分な指導が行われていなかったこと。によるものであり、県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び、債務者に対する適切な指導を行うことが必要である。	事務取扱要領について、事務の取扱いを検討のうえ改正して、各福祉事務所への周知を図るとともに、債務者への指導に努め、適正な事務処理に努めることとする。	こどもみらい課
128	意見	母子寡婦福祉資金貸付金	[違約金不徴収の決定について] 県においては、法令に「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」という限定的な規定が置かれている趣旨に鑑み、「やむを得ない理由」を厳格に解釈する必要があると思われる。	関係通知及び事務取扱要領等について、違約金の取扱い等を検討のうえ、改正し、当該事務の適正執行を図ることとする。	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
130	意見	母子寡婦福祉資金貸付金	<p>[過年度収入未済額の固定化について]</p> <p>平成20年度以前に発生した収入未済額が、件数及び金額において半数あまりに達しており、収入未済額が固定化している様子が伺える。</p> <p>福祉目的の貸付金であり、回収について難しい面もあるが、モラルハザードの誘因を放置すれば、結局、事業自体の存立基盤を脅かしかねず、本来の目的である母子家庭及び寡婦に対する福祉という目的を達成できない結果になる恐れもある。やむを得ない理由により返済が困難な債務者へ十分な配慮をしつつも、モラルハザードを未然に防ぐ意味も込めて、早期の償還に努める必要があると思われる。</p>	<p>事務取扱要領について、償還事務の取扱いを検討のうえ改正し、重点的な償還指導や催告、連帯保証人への履行請求の強化を図るとともに、償還事務の外部委託の活用を検討し、早期の償還に努めることとする。</p>	こどもみらい課
133	意見	母子自立支援プログラム策定事業	<p>[事業の対象者に対する案内の送付について]</p> <p>母子自立支援策定プログラムについては、各県民局において作成した事業の案内に関するリーフレットを、事業の対象者に対して、送付することにより周知を図ってきた。しかし、平成25年度は、東青地域県民局以外の県民局に併置される福祉事務所において、当該県民局管内における児童扶養手当受給対象者を把握することが困難になり、このリーフレットを送付することができなくなってしまった。</p> <p>この結果、平成24年度から平成25年度にかけて、相談受付者数が大幅に減少しており、東青地域県民局以外の県民局管内において、潜在的な助言・指導のニーズが存在したことは否定できない。</p> <p>事業の有効性を確保するため、適切な情報の共有と事務分担の決定が望まれる。</p>	<p>リーフレットを各市町村の福祉関係窓口に加えて、戸籍担当窓口でも配付するなど、環境の変化に伴って新たに制度の対象世帯となる方々に情報が届くよう対応した。</p>	こどもみらい課
138	意見	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	<p>[委託先の事業実施状況の監督体制について]</p> <p>3億円もの巨費を投入した県事業であることから、委託先の決算内容については、県としても十分な検査確認を行うことが必要と考えるが、時間的制約などの理由から難しいのが実情である。であるならば、改善策として、県が設置した評価委員会に決算報告書の分析・評価機能を持たせ、委託先に対して、改善提案内容に関する指導性を強化することを提案する。</p> <p>国の評価委員会が費用対効果の視点に立って本事業の見直しを求めたのと同様に、県の評価委員会も本事業の実態を深く知り得る立場にある訳であり、委託先を指導監督することができれば、県の委託先管理責任を十分に果たすことに寄与することになる。</p>	<p>ひとり親家庭等在宅就業支援事業は平成26年度で終了したが、類似の事業の実施に当たっては、契約段階において、事業実施状況の確認を実施する旨を説明するとともに、定期的に現地での確認を実施していくこととした。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
139	意見	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	<p>[著作権及び物品等の帰属について]</p> <p>委託先との業務委託契約書第12条には、「委託業務により制作された資料等に係る著作権及び購入した物品等の所有権は、全て委託者に帰属するものとする。」と規定されているため、本事業で委託者が設置・使用したパソコンや回線等の物品、制作したコンテンツ、SNS構築費用、管理システム、ホームページ等は、事業終了後も県の所有物となる。事業終了後の利活用については、金額的重要性、著作権の質的重要性を勘案し、本県における事業の方向性に合わせて、有効に活用できるような対応策が必要不可欠である。また、使用したパソコン等については、委託先の共同運営会社が自己資金で購入し、在宅ワーク支援センターにリース(賃貸)する取引形態になっているため、所有権は民間企業にあることになる。この点に関しては、契約書12条の内容が想定している取引形態(購入)と異なる形で予算上の積算が行われていることから、事業終了後は民間企業から物品の寄贈を受ける手続きになるものと考え。また、県の財産となるこれらのパソコンについて、損害保険が付保されておらず、財産管理上の点で、必要な費用は予算措置する必要があったと考える。県の財産を委託先が使用貸借している取引形態であるのが経済実態であり、そもそも、予算積算上で想定したリース契約を委託先に必須とすることそのものが、実態と解離しており、妥当ではなかったように考える。</p>	<p>ひとり親家庭等在宅就業支援事業は平成26年度で終了したが、類似の事業の実施に当たっては、物品等の取り扱いについて実態に沿った事業内容及び契約内容で実施することとし、契約前にも事業者を確認を行うこととした。</p>	こどもみらい課
140	意見	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	<p>[本県における本事業の必要性と今後の方向性について]</p> <p>本事業については軌道修正が求められている。その方向性を決定するにあたっては、基本理念として、国の基金事業だけに捕らわれることなく、本県のひとり親家庭等に関する特有の課題を解決するための有効な施策・事業でなければならない。</p> <p>3億円を投入して在宅ワークに就業可能な100人の人間を今後の施策にどのように生かしていくか、という本事業の「成果の回収」、あるいは、応募したが参加できなかった600人の就業支援の必要はないのか、という「福祉の公平」、国と同様の「費用対効果」の視点に立って、具体的で様々な課題を県は認識する必要があるし、本事業の有効性を自己評価しなければならない。</p>	<p>ひとり親家庭等在宅就業支援事業は平成26年度で終了したが、当該事業の評価委員会を平成27年4月及び9月に開催して、事業の達成度の評価及び類似の事業の実施の際に踏まえるべき課題について提言を受けたところであり、その内容を今後同様の事業を実施する際に活かしていくこととした。</p>	こどもみらい課
142	意見	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業	<p>[事業実績の第三者的評価について]</p> <p>妊婦の夫等に対する禁煙補助事業については、事業予算の設計上は平成24年度500人、同25年度750人を見込んでいたが、実績は24年度57人82件、25年度127人166件と低調な結果となった。県予算の特別枠での重点事業であったことを踏まえて少し踏み込むと、より費用対効果の視点を持ち、事業計画の達成を目標にした更なる努力が県にも必要だったと考える。</p> <p>本事業はわくわくプラン事業ではないためなのか、事業の施策評価及び数値目標に対する実績値が公表されていない。期間限定の重点事業であることからしても、県は施策事業評価を県民に対して公表し、その成果及び改善点を明らかにする必要があると考える。</p>	<p>ママとパパの健やか生活習慣サポート事業は平成25年度で終了したが、今後の妊婦に対する禁煙施策を展開していくに当たっては、禁煙治療についての経済的支援があるにもかかわらず、事業に協力していただける県民が少なかったという県民の禁煙意識を踏まえていくこととし、また、事業結果については、今後妊婦の禁煙について啓発していく中で、事業結果を紹介するなど活用していくこととした。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
144	意見	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業	[アンケート結果の集計状況について] 出産後のアンケートについては、出産に至らなかった方もいたために薬剤師会側で実施を躊躇していた経緯があるとのことである。しかしながら、委託契約書上の禁煙補助剤対象者の要件には、「アンケートに回答できる人」と明記されているため、禁煙補助剤の補助要件として、アンケートへの回答は必須のものと考えられる。数値の整合性を確保し、契約条項に沿った事業の実施を行うよう、県は委託先に対する指導助言が必要と考える。	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、委託先に対する指導助言を徹底し、アンケートの回収率を上げて数値の整合性を確保することとした。	こどもみらい課
144	意見	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業	[委託費の概算払いの方法について] 県は、平成25年4月に委託契約額3,712千円の全額を概算払いしたが、平成26年4月25日付けの事業完了報告書の提出を受けて、平成26年5月16日に事業実績を超える額2,791千円の返還を受けた。 イベント事業の開催時期は8月から11月にかけて行われていること、禁煙支援事業の薬剤購入は、一般の調剤薬局が自己資金で行い、後日、県薬剤師会が調剤薬局に振り込む取引になっていることから、必ずしも年度当初の全額概算払いが必要不可欠だとは思われない。委託先の運転資金の補填と見做されないよう、事業の進捗状況を見極めながら、中間払いで概算払いした方が、同じ2回の事務執行であったとしても、県費の節約につながると思う。	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、業務実施スケジュールに合った適切な支払方法とする契約内容とし、県費の節約を図ることとした。	こどもみらい課
146	意見	小児救急医療支援実施事業運営費補助	[実績報告書の検証について] 実績報告という行為の基礎には、事業実績値を記載することを求めるのが交付主体の立場であると考えられることから、決算見込額と実績額に差額が発生した場合には、提出書類の訂正を行うよう、指導する必要がある。	平成26年度補助事業の実績報告時に、補助対象者に対して提出書類の訂正を依頼し、事業実績値を記載した歳入歳出決算(見込)書抄本を提出させた。今後も、実績報告にあたっては実際の決算を見据えた実績報告書となるよう指導していく。	医療薬務課
147	意見	小児救急医療対策協議会開催費補助	[協議会の運営について] 平成23年度から平成25年度までの当初予算額と決算額の推移をみると、当初予算額と決算額との間で大幅な乖離が継続的に生じている。平成25年度は、予算要求の時点では平成25年10月に県協議会の開催を予定していたが、各委員の日程が合わずに開催が見送られ、津軽地域協議会が1回開催されたのみであった。 協議会の適切な運営のためにも、日程調整の仕方を工夫し、また、協議会の1回あたり開催費が大きく変動する要因は少ないと考えられるため、予算の精度を高めるように努めるべきである。	既に平成26年度において、小児医療対策協議会及び津軽地域小児救急医療運営協議会の開催に係る日程調整に際して、参加しやすい設定となるよう事前に委員の意見を聴取した上で開催しており、予算内容に即した執行内容となった。協議会の開催にあたっては、今後とも、委員の参加率を高めていく。	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
150	意見	小児救急電話相談事業費	<p>[相談実施体制の確認について]</p> <p>相談実施体制については、県が作成した小児救急電話相談事業業務仕様書に定められている。そのうち、青森県内の小児救急医療対応医療機関の案内については、青森県内の状況を把握した上で実施し、また、独自の医療機関データベースも常時更新を行う旨が定められている。</p> <p>委託先独自の医療機関データベースが定期的に更新されない場合、小児救急対応医療機関の案内にあたり、誤った情報提供を行う可能性があるため、定期的に医療機関データベースの更新状況の確認を行うことが望ましい。</p>	<p>平成26年度委託事業の実績報告時に、委託先独自の医療機関データベースの更新状況の確認を実施済みである。</p> <p>平成28年度事業から、医療機関データベースが定期的に更新されているかどうかを確認できる報告が上がってくるよう、小児救急電話相談事業業務仕様書の見直しを平成27年度内に行う。</p>	医療薬務課
150	意見	小児救急電話相談事業費	<p>[継続的な事業の検証について]</p> <p>更なる効果的、効率的な事業の執行のためにも、東北地方に限らず、継続的に他県の事業の実施状況を把握し、比較検討し、分析することが必要である。</p>	<p>平成25年度における他県の小児救急電話相談事業の実施状況(実施主体、相談件数等)を平成26年10月に把握し、青森県の状況と比較検討し、分析した。今後も、継続的に他県の事業の実施状況を把握し、比較検討し、分析するよう努める。</p>	医療薬務課
151	意見	人工透析・産科医療機関機能確保設備整備費補助	<p>[補助基準額について]</p> <p>平成24年度の交付要綱によると、補助基準額は、人工透析医療機関については10,000千円、産科医療機関については5,000千円と定められているが、医療機関の種類によって差を設けることに関して合理性があるかどうか確認できなかった。</p> <p>本事業は平成25年度で終了とのことだが、設備の整備に係る費用に補助金を交付する際の交付要綱策定時には、多角的な観点から補助金の基準額を設定することが望ましいと考えられる。</p>	<p>人工透析・産科医療機関機能確保設備整備事業は平成25年度で終了しているが、今後、設備の整備に係る費用に補助金を交付する際の交付要綱策定時には、補助目的が効果的に達成されるよう、多角的な観点から補助金の基準額を設定することとした。</p>	医療薬務課
153	意見	地域周産期母子医療センター運営費補助	<p>[補助対象経費の確認事務について]</p> <p>青森市民病院及び八戸市民病院からの精算額明細書には、研究研修費として、それぞれ438千円、2,528千円が記載され、その精算明細書に基づき補助金が交付決定されていたため、これらが、本事業の補助対象経費になるのかを確認したところ、県としては、対象経費の詳細な内容に関する部分までは、確認をしていないことから、すぐに回答は得られなかった。</p> <p>結果的に、従来から、研究研修費には、学会等への参加費や旅費、書籍等の購入費が計上されているものとして、これを事業経費に含め、補助金を交付しており、国への補助申請においても、国から特に指摘を受けていないので、問題としていないとの回答があったが、そのような確認作業は、補助金交付額の確定の際に確認しておくべきことである。国庫補助金の事務を行う県としては、最低限、各病院にその支出内容を確認し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認する必要があると考える。</p>	<p>平成26年度事業の実績報告時に、各病院の支出内容を点検し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認した。</p> <p>今後とも、事業の実施にあたっては、各事業の目的を明確にしつつ、補助金交付額の確定時に内容を点検することにより、事業の適正な執行に努める。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
155	意見	周産期医療システム運営事業費	<p>[県における実績値の把握について]</p> <p>医療薬務課では、県立中央病院に対する負担金に関連する事業で、事業の内訳項目に対応して決算額が把握されていない。また、中央病院からの報告も受けていない。中央病院でも、負担金とそれに対応する決算額の比較が行われていなかった。</p> <p>事業全体として予算と決算の比較分析を行っていないと、事業内容の改廃を意思決定するための情報不足に陥るおそれがある。さらに、中央病院全体の経営状態を分析する際にも、個々の事業における予算決算比較がないことは問題ではないだろうか。</p> <p>以上より、中央病院における予算決算の比較分析、及び、医療薬務課において中央病院に対し予算と決算の報告を求めること、さらに、将来の予算策定に生かすことが必要である。</p>	<p>中央病院においては、医療薬務課に対して、平成26年度から、事業計画の他に決算額についての報告を行うこととしたほか、次年度以降の予算策定に生かすため、予算決算の比較分析を行った。</p> <p>医療薬務課では、平成26年度事業について中央病院から実績報告を受け、平成28年度予算に反映させることとした。</p>	医療薬務課、病院局
158	意見	総合周産期母子医療センタードクターカー整備運営事業費	<p>[県における実績額の把握について]</p> <p>医療薬務課では、ドクターカーの出動回数は把握しているが、事業全体の決算額については、中央病院からの報告を受けておらず、把握もされていなかった。また、中央病院でも、予算と決算の比較が行われていなかった。</p> <p>中央病院における予算決算の比較分析、及び、医療薬務課において中央病院に対し予算と決算の報告を求めること、さらに、将来の予算策定に生かすことが必要である。</p>	<p>中央病院においては、医療薬務課に対して、平成26年度から、事業計画の他に決算額についての報告を行うこととしたほか、次年度以降の予算策定に生かすため、予算決算の比較分析を行った。</p> <p>医療薬務課では、平成26年度事業について中央病院から実績報告を受け、平成28年度予算に反映させることとした。</p>	医療薬務課、病院局
159	指摘	産科医確保支援事業	<p>[国への事業実績報告の誤りについて]</p> <p>国への医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告に関して、中央病院の分娩件数については実績件数を県として確認することなく、平成22年度と平成24年度は予算上の分娩件数を報告していた。</p> <p>中央病院以外の医療機関については、青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金交付がなされ、産科医確保手当の支給実績も月日別に報告することになっている一方で、中央病院に関しては、県の補助金交付要綱に基づかず「負担金」として支出しているため、支給実績等の情報を担当者が入手せずに、国への実績報告を行っていたことが原因となっている。</p> <p>更には、他の医療機関についても、月日別の支給実績件数と人別の支給実績件数が一致しないものがあった。また、県の補助金交付要綱では、実績報告書に添付する補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本には、補助事業の決算見込額を備考欄等に記入することになっているが、その記入がないものがあり、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できないものもあった。</p> <p>今後は、補助金額の誤りが発生しないことを目的として、県は中央病院の実績情報を確実に入手し、また、他の医療機関についても、提出された書類の確認手続を適正に行う必要がある。</p>	<p>平成26年度事業の実績値については、中央病院に報告を依頼し、平成27年5月に提出された内容を確認の上、国に正確な分娩件数を報告した。</p> <p>平成27年度は、産科医確保支援事業開始時に適時に事業計画書及び実績値を報告するよう通知した。</p> <p>また、他の医療機関についても、提出された書類に不足があった場合は速やかに差し替えを依頼する等、確認手続を適正に行うこととした。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
160	意見	産科医確保支援事業	<p>[県補助金交付要綱に係る補足資料について]</p> <p>平成25年度青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱には、補足資料があり、『基本的に平成25年7月25日付で依頼した「平成25年度産科医確保支援事業・所要額調査票」で御回答いただいた件数が上限であり、また交付申請書に記入する際も上限額となります。(国の内示額が確定しているため)』との記載がある。</p> <p>県では、補足資料の扱いについて、申請の総額が国の内示額を上回った際は、所要額見込調査の件数を上限とする場合もあり得るということ、各医療機関に予め周知するためであり、国の内示額内に収まった場合は、申請額どおりに交付決定を行うこととしているとの説明であった。</p> <p>そのような趣旨であれば、補足文書通りに申請額を提出している医療機関も実際にあることから、公平性を確保するため、また、誤解を招かぬために、補足文書の記載も「上限額となります」ではなく、「上限額とする場合もあります」という表現にすべきである。</p>	<p>青森県産科医確保支援事業は、平成26年度より医療提供体制推進事業費補助金から地域医療介護総合確保基金に移行しており、国の内示額により上限額が設定されることがなくなったことから、上限額に係る記載は削除した。</p>	医療薬務課
161	意見	産科医確保支援事業	<p>[県内の分娩件数の把握について]</p> <p>県内には、平成24年度では出産可能な医療機関が34件あった。そのうち21件が本事業の補助金申請を行っている。平成24年度の国への実績報告において、産科医等確保支援事業・所要額調書(分娩手当)の県内医療機関の分娩取扱実績件数を記載する欄には、本補助金の申請がない医療機関については、見込分娩件数が記載されている。</p> <p>産科医確保を喫緊の政策課題として掲げる県として、医療機関別の分娩件数等の正確な情報を入手しておくことは、出産場所の現状把握、早期の対策を立てること、重要施策の実現のために有用であると考えられる。</p>	<p>平成26年度から、産科医確保支援事業費補助金の申請の有無にかかわらず、予算要求前に県内各分娩取扱機関に照会して分娩件数を把握し、施策の立案に活用している。</p>	医療薬務課
162	意見	新生児医療担当医確保支援事業	<p>[負担金と補助金の公平性について]</p> <p>八戸市民病院に対する補助金は、県の定めた交付要綱に従って交付されており、計算式も同交付要綱に依拠している。</p> <p>一方、中央病院に対する負担金については、決算額の算定において、当初予算におけるNICU年間利用人数が用いられている。</p> <p>同じ事業を実施しているにも関わらず、決算額の算定方法が異なっているのは、補助対象事業者間の公平性の観点から問題があると思われる。また、中央病院の経営状態を分析する上でも、他の事業者と比較可能性等が担保されず、問題があるのではないだろうか。</p> <p>以上より、負担金の算定も、県の定めた補助金の交付要綱と同様の算定方法に従って行われるのが妥当であると思われる。</p>	<p>平成26年度事業から、病院局負担金の決算額の算定にあたっては、補助金交付要綱に準じ、実績報告に基づく実績値を用いることとした。</p>	医療薬務課、病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
165	指摘	NICUの増床・機能強化	<p>[医療機器の計画的な整備の必要性について]</p> <p>実際に医療機器を使用する医療現場の状況に応じて、計画外の機器が必要になることもあると思われるので、予算要求で計画した機器以外を整備してはならないとは考えていない。しかし、平成25年度に実際に整備した機器をみると、1千万円以上の機器(平成25年度予算要求は3機器)は整備されていない。</p> <p>このような状況から、整備すべき機器の必要性や優先性について十分に検討することなく、とりあえず金額の大きな医療機器で予算の枠を確保しているものと判断される。医療機器を整備するにあたっては、計画的に行うべきである。</p>	<p>NICUの増床・機能強化学業は平成25年度で終了した。</p> <p>計画的に医療機器の整備を進めていくため、今後、NICU等の医療機器整備事業の実施にあたっては、予算要求時に中央病院に事業実施計画書を提出させるなどにより、整備すべき機器の必要性や優先性について十分に検討し、金額の妥当性を確保することとした。</p>	医療薬務課
168	意見	総合周産期母子医療センタードクターヘリ機器整備	<p>[購入備品の管理について]</p> <p>本事業は、総合周産期センター整備事業の一環として、ドクターヘリを使用する際に用いる患者搬送用のストレッチャーとトランスポーターを購入したものである。</p> <p>2つの備品は、総合周産期センター整備事業として購入された備品であり、通常は総合周産期センターが所管するはずである。しかし、現状では庁用備品として分類し、経営企画室の所管となっている。</p> <p>実際に備品を使う部署が管理するという原則に照らし、当該備品を総合周産期センターの所管として一貫した管理を行うべきである。</p>	<p>経営企画室の所管としていた総合周産期母子医療センター整備事業で購入した患者搬送用のストレッチャーとトランスポーターについて、平成27年4月1日より総合周産期センターの所管として一貫した管理を行うこととした。(備品シールを貼って病院(NICU)の備品として管理)</p>	医療薬務課、病院局
169	意見	周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業	<p>[システム導入の計画性と有効性の検証について]</p> <p>大規模システムの導入の場合は、多くの情報を共有できることによって、医療上最も有効性の高く、入力省力化による効率性の高いシステムになることから、当初導入が検討された県内の主要な医療機関のネットワーク化を図ることが最も望ましい姿だと考えられる。その実現に向けて、時間的な制約や予算上の障害を克服して、場当たりの対応ではなく、できるだけ計画的に行うべきである。</p> <p>更には、県は、新たに必要とする施設がないか、導入する際の利用面、費用面等のハードルは何か、システムの導入施設から改善点や注意点などの意見を集約して効果を高める役割を担っていく必要がある。</p>	<p>周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業は平成25年度で終了した。</p> <p>今後、類似の事業の実施に当たっては、導入検討段階において、事業実施状況の確認を実施する旨を説明するとともに、定期的にシステム導入予定施設に対し確認していくこととした。</p>	医療薬務課
171	意見	周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業	<p>[随意契約の手続と検証について]</p> <p>本システムの導入手続は、随意契約により行われている。随意契約による理由は、中央病院が従来から導入しているシステムに機能追加するものであり、システム構築した同社にしかできないものだというが、理由として非常に抽象的である。</p> <p>随意契約となる理由は個別的な事案であることから、契約に関する規則に基づいた随意契約であることを証明するために、より具体的で明確な理由を明記しておく必要がある。</p> <p>また、本件については、青森県財務規則第百四十八条のどの項目にも合致するとは考えられない。たとえ導入するシステムが決まっても、複数の見積書の徴取を怠るべきではなかったと考える。</p>	<p>周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業は平成25年度で終了した。</p> <p>なお、今回のシステム改修を含むシステム構築業務は、契約者以外にはできる者がいないため、複数の見積書を徴取できなかったものである。</p> <p>今後、随意契約による場合には、予算執行において随意契約となる具体的で明確な理由を明記することとした。今後とも、財務規則に従い適正な事務処理を進めることとしている。</p>	医療薬務課、病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
173	指摘	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	<p>[基金事業終了直前の委託研究費について]</p> <p>委託期間の年度の末日には、研究の成果物が出来上がっているはずであり、同日付にて物品等を購入してもそれらを研究に供することはできないのは自明である。</p> <p>本事業の場合、「青森県における周期医療の特徴・改善策等に関する各種調査研究を行うことにより、周産期医療の一層の充実強化を図ること」であったはずであるが、このような状況では、本当に有意義な研究が行われているのか甚だ疑問である。</p> <p>県は、そのような疑念を持たれないよう事務手続にも留意し、受託者(この場合は医師)にもわかりやすいように事務のルールを示さなければならない。今回のような研究委託の場合は、例えば、最終年度、あるいは最終年度の最後の半年間には備品等の購入はできないようにするといったルールを最初から決めておき、受託者に示しておくことも一案である。</p>	<p>総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。</p> <p>今後、研究委託業務を実施することがあった場合には、受託者に予め詳細な事業実施計画等の作成を依頼し、事業実施計画と実績が大幅に乖離することのないよう受託者に指導することとした。</p>	医療薬務課
175	意見	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	<p>[購入備品等の予定価格について]</p> <p>周産期医療研究協議会における物品の購入にかかる契約行為には全く競争原理が働いていないと言わざるを得ない。</p> <p>周産期医療研究協議会のような県庁内の任意団体における事務においても、その財源は公費であり、同協議会には価格低減努力が求められるものである。県庁内の任意団体については、その存続期間が限定的であっても、県はその事務を適正に行うべく努める必要がある。</p>	<p>総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。</p> <p>今後、事業実施のために設立された周産期医療研究協議会が、物品の購入に係る契約行為を行うことはないが、今後、任意団体が契約行為を行う場合には、県の規則等を参考に、その事務を適正に行うよう努めることとした。</p>	医療薬務課
176	意見	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	<p>[研究委託費の予算額との差異について]</p> <p>当初予算額と決算額を比較すると研究テーマによっては、金額が大きく異なっているものが見受けられる。また、平成25年10月に変更された後の変更後予算額と決算額を比較した場合でも、その金額が大きく異なる研究テーマがある。確かに、研究内容によっては当初想定していない事態が起り、余計な支出が発生する場合も考えられる。しかし、平成25年度の予算変更は平成25年10月に行っており、本事業による委託研究は、平成22年度から始まった4年間の最後の半年間に差し掛かった状況である。この時点で研究に不測の事態が発生することは考えにくい。</p> <p>このような状況から推察すると、結果として予算額自体は何ら意味のあるものではなく、それはすなわち、何が本当に必要なのかとまっぴり段階で予算執行しているのが実態であると判断せざるを得ない。</p> <p>研究委託においては、研究目的を具体化し、そのために何が必要なかを明確に示してから、適当な受託者を選定し、事務手続上のルールを示して従わせるようにしなければ、本来の目的は果たせないことに留意すべきである。</p>	<p>総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。</p> <p>今後、研究委託業務を実施することがあった場合には、研究目的の具体化、事業実施方法、事業の進捗管理に留意することとした。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
177	意見	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	〔青森県周産期医療研究協議会の事務について〕 協議会の事務局は医療薬務課に設置され、分室が中央病院に設置されている。しかし、このような事務局の設置の仕方では、本事業の委託費を支払う部署と受け取る部署が実質的に同じになってしまい、金銭の管理上問題である。 協議会は本来、県とは別の任意団体である。たとえ、事務局としての運用規則が定められており、同一人物が全ての事務を行わないようルール化されていても、県における通常の事務のようにはならない可能性がある。そこで、組織上の内部統制の構築と適正な運用の視点に立って、実行者と監視者を分けた適切な管理のもとで事務を行うことが必要である。	総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。 なお、事業実施のために設立された周産期医療研究協議会が、経理事務を行うことはなく、また、協議会の経理事務は、事務局分室(中央病院)が起案し、事務局(県医療薬務課)が審査し支払うというように内部での牽制機能が働いていたものである。 今後とも、研究委託業務を実施することがあった場合には、組織上の内部統制の構築と適正な運用の視点に立って、実行者と監視者を分けた適切な管理のもとで事務を行うこととした。	医療薬務課
179	意見	弘前大学に対する研究委託	〔PDCAサイクルによる事業実施について〕 本事業の委託内容は、周産期医療従事者の増加を図るための調査研究であり、その中で弘前大学が行っているセミナーの開催は、周産期医療を目指す医師の卵にとって、職業上の専門分野を選択する入口を決定するための有用なイベントであることを疑う余地はないが、金額的にも実施方法的にも毎年変わらない形で行われている。監査人は、この入口を広げ、ハードルを下げることを目的とした事業は、県にとっても医学部生にとっても、非常に重要だと考える。県は、これまでのような弘前大学に任せきりの受け身姿勢ではなく、出来る限り詳細な事業実績の評価を行った上で、目標を達成するために必要と思われるイベント等を提案しながら、更に前向きな提案型の事業を行うことを期待したい。 また、本県の医療現場にとって「金の卵」とも言える人的資源を、産み育てるための投資そのものである本事業であるからには、本当の意味での成果の可視化は数年後になるとは言っても、その投資額の内容を出来る限り詳細に把握し、分析し、年度年度できめ細やかなカスタマイズを加えながら、検証を繰り返して新事業計画に結び付けていくといった、精緻なPDCAの実行を県に求めたい。	平成27年度までの委託事業では、将来的な周産期医療従事者を確保するための研修を行い、産婦人科学及び小児科学講座に一定の入講者数を確保してきたが、成果の可視化が難しいという問題点があった。 平成28年度事業は、大学病院から他医療機関への医師配置実績を評価できるよう平成27年度中に事業の見直しを図ることとした。	医療薬務課
180	意見	弘前大学に対する研究委託	〔補助対象経費の確認事務について〕 医師の学会参加のための旅費も含まれており、本事業の範疇なのか、通常の医学部の業務の範疇なのか、第三者の目からは判然としない。医師が学会等に出席して得た、最新の情報を小児科、産婦人科に興味のある学生等に紹介し、その魅力を伝えるのに有用だというのが、本事業の委託目的に合致する理由とこのことであった。そうであるならば、大学医学部に関係する医師の活動費のほぼ全てが補助対象となり得るわけで、あまりに広く補助対象経費を解釈することは、本事業の目的達成のために必要不可欠な対象経費を見誤る恐れがある他、事業効果の測定、事業評価の正確性が達成できなくなる恐れがある。 県は、本事業の補助対象経費の内容の妥当性を確認すべきと考える。	平成26年度事業については、実績報告時に、受託者に本事業の補助対象経費の一覧を提出させ、妥当性を確認した。 平成28年度事業は、事業の目的達成のために必要不可欠な対象経費をより明確にするとともに、事業効果の測定、事業評価の正確性が達成されるよう、平成27年度中に事業内容を見直し、新たにに取り組むこととした。	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
181	意見	県南地域産科医療体制強化推進事業	<p>[補助対象経費の確認事務について]</p> <p>本事業の委託業務について、県は、八戸市民病院から、最終的な委託先である東北大学が作成した「実施報告書」「精算書」を入手しているが、そこには経費の明細の記載もなく、医療薬務課では、その内容の確認事務が不十分であった。本事業の委託先での支出の目的適合性は、検証しにくいものであり、県は、今後、本事業の補助対象経費の内容の妥当性を確認すべきと考える。</p>	<p>平成26年度補助事業費確定時に、東北大学が作成した「実施報告書」「精算書」の他、精算書の経費明細を入手し、内容の確認事務を行った。平成27年度補助事業については、補助対象経費の内容の妥当性を確認できるよう、補助金交付要綱において実績報告時に経費明細を記載するよう明記した。</p>	医療薬務課
184	指摘	総合周産期待機宿泊施設整備事業	<p>[補助対象の民間事業者に対する資金援助について]</p> <p>以下の点で、県の今後の資金援助に一定の限度と事務処理の改善を求めるものである。</p> <p>①補助率の変更 本事業の平成24年度における補助率は2分の1であり、平成25年度には補助率が上がっている(3分の2)。補助率を上げた理由は、事業者の想定より収支が悪化したことに伴う資金援助のためである。 補助事業とはいえ、一事業者の行う事業に対し安易に追加的な資金援助を行うのは限定的であるべきである。基本的には、事業者の経営努力により収支を改善すべきと考える。このような安易に追加的な資金援助を行うことは、県民負担の増加を容認し、事業者の経営努力のインセンティブを阻害する要因にもなる。</p> <p>②補助金交付要綱の同一年度内の改正 当初交付要綱は、25年度末に近い平成26年3月に改正された。改正理由は、「平成26年度から待機宿泊施設の本運用に移行するにあたり、試行的運用期間における累積資金収支不足額を解消するための補助を行って、施設の経営基盤の安定化を図るものである。」とされている。累積資金収支不足額の補填目的で交付要綱を改正し、資金援助を行う場合は、その事案が真に緊急を要するものに限定されるべきである。</p> <p>③募集要項の内容を上回る財政支援 選定後に補助率を上げること、基盤整備分の補助を行うことは、募集時の条件には示されていない。事業者選定後に補助要件を変更することは、公平性の観点から不合理である。</p> <p>④短縮耐用年数による減価償却費に対する財政支援 改正交付要綱に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、取り壊してはならない」とされていること等を勘案すると、5年を経済的耐用年数とすることは適切ではなく、法定耐用年数を採用することが適当である。</p> <p>⑤その他 補助対象経費の明確化、利息返済額の補助、精算書の収入計上漏れについて、それぞれ改善を求めるものである。</p>	<p>総合周産期待機宿泊施設整備事業は平成26年度で終了した。 今後、類似の事業を実施する場合には、事業計画段階からの収支計画の精査、進捗管理、補助対象経費の明確化等により、補助金の適正執行に努めることとした。 なお、計画段階で予期し得なかった事案が発生した場合においては、事業者と運営に係る協議を行っていくこととした。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
191	意見	総合周産期待機宿泊施設整備事業	<p>[事業者の事業報告書等との整合性確認について]</p> <p>事業完了実績報告書に添付される補助金所要額精算書及び精算額明細書の記載誤りは、事業者の活動計算書との整合性を確認すれば、容易に発見できるものだと考える。改正交付要綱第7の規定では、事業者の活動計算書の添付は求められてはいないが、事業者の事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書)は、「特定非営利活動法人事業報告書等の公開に関する要領」に基づき、県のホームページ上に公開されており、容易に入手可能である。</p> <p>したがって、今後は、補助金所要額精算書及び精算額明細書と事業者の事業報告書等との整合性について、確認を行う必要がある。</p>	<p>平成26年度補助事業については、平成27年4月15日に、補助金所要額精算書及び精算額明細書と事業者の事業報告書との整合性について確認を行った。</p> <p>今後、補助事業の実施に当たっては、事業完了実績報告書及び添付資料に記載誤りのないよう、補助事業者と連携しながら確認事務を行い、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。</p>	医療薬務課
191	意見	総合周産期待機宿泊施設整備事業	<p>[今後の待機宿泊施設運営について]</p> <p>県の目的は、周産期医療の更なる充実を図るため、施設の安定的運営による利用者の利便性向上にある。中央病院は、周産期医療の「最後の砦」とも言える施設である。これらことから、原点に立ち返って、今後の待機宿泊施設の運営にあたっては、医療上の要請、利用者の意識、要望や傾向を踏まえながら、収益構造、事業形態を見直すことを委員会で協議し、費用対効果に照らした事業継続の適否、継続の場合の運営形態、運営主体を決定しなければならない。</p>	<p>総合周産期待機宿泊施設整備事業は平成26年度で終了した。</p> <p>現在、常設している総合周産期待機宿泊施設運営委員会において適切な運営に係る協議を行っている。</p> <p>今後も、収益構造及び事業形態の見直し等については、同委員会において検討・協議していく。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
195	指摘	八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助	<p>[消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等の提出遅延について]</p> <p>○交付要綱への準拠性違反 県は補助事業者に対し、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めている。報告された仕入控除税額は補助金によって賄われており、補助事業者は税務申告によって実質負担がないために、県に返還する必要がある。 平成24年度分及び平成25年度分の消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告が、平成26年12月4日付けで県へ提出され返還手続が開始されたが、24年度分につき1年以上、25年度分についても約4ヶ月遅延していることになり、速やかな報告を求める交付要綱に準拠した事務となっていない。</p> <p>○厚生労働省医政局長通知への準拠性違反 県の交付要綱は、平成17年9月20日付厚生労働省医政局長通知「医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金等の消費税及び地方消費税に係る事務処理の適正化について」の是正措置に沿ったものではあるが、実際の運用状況においてははまだ是正措置の趣旨を全うしたとは言えない状況が認められた。</p> <p>○県の基金会計への影響 平成24年度の要返還相当額については、本来25年度に返還されたならば25年度の基金への戻入になるべきところ、26年度になってから返還手続がとられた。基金事業であることから、八戸市から速やかに返還を受けることで、基金をより効率的に運用することが可能であったと考える。国の財源を使った基金事業は会計検査院の検査対象にもなっており、報告の遅延は県の交付要綱への準拠性違反にとどまらない不当事項に該当する。</p> <p>○改善策の必要性 報告書の徴収につき担当者任せにせず、課内でのチェック体制、すなわち内部統制を整備し機能させる必要がある。この点に関して、解釈の誤りを防止するために、速やかとは具体的に何ヶ月を指すか明らかにして、交付要綱に明記しておく必要がある。</p>	<p>八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助事業に係る消費税等仕入控除税額返還手続きは、平成26年12月22日に完了している(返還額25,153円)。</p> <p>消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び返還手続きの遅延を防止するため、補助金及び委託料の執行管理表を作成し、仕入控除の起案の際には「補助金及び委託料執行管理表」を更新、添付することにより、仕入控除に係る事務手続きが適正に行われているかどうかを課内全体で確認することとした。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、内部処理の進捗状況等についても一律の様式で管理することとし、課内でのチェック体制を整備した。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
200	指摘	未収金	<p>[未収金の管理及び評価の適正性について]</p> <p>①過年度未収金の金額的重要性について 過年度未収金については、最近は発生が減少しているというものの、総合周産期センターに関する分は全体に占める割合が多額になっている。長期間かつ多額の長期未収金先の回収手続の更なる強化により成果を上げなければならない。</p> <p>②未収金管理の有効性、経済性及び効率性 未収金取扱要領そのものが陳腐化不適応化している部分もあることから、要領の改定が必要であり、その際には費用対効果の視点を織り込むことが合目的的である。最終段階処理としての病院長権限により、少額債権の切り捨て、超長期債権の切り捨て、遠隔地の回収手続きの簡素化、等の規定を盛り込むことで、医事課の事務処理の合理化、効率化と、全体としての未収金の回収促進が図られるものと考える。</p> <p>③貸倒引当金の計上予定額の適正性 地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度決算より貸倒引当金の計上が義務化された。病院局が試算する金額の計算方法については、アドバイザー契約した監査法人の助言を受けて内部的にルール化したものであるが、次の点で改善の余地があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では、債務者区分の対象とする債権は過年度未収金に限定されており、現年度未収金は対象外である。その中でも、経済状態に重大な問題が生じていない債務者、経済破綻には至っていないが債権の弁済が滞っている債務者に対する債権に対して、貸倒引当金の繰入率は0%である。内容的に要注意先又は破綻懸念先に該当する先に対して、引当金を設定しない引当ルールについては、今後の会計実務において改善の余地があると考える。 ・ 貸倒懸念債権については、既に死亡した債務者、破産・相続放棄の債務者が含まれており、相続人からの回収しか見込めない先について、引当率の50%は低いように感じられる。時間の経過に従って回収率は低下するのが経験則であり、この貸倒リスクの上昇を、引当率を上げることで会計に反映させる必要があると考える。 	<p>①②未収金対策の強化について検討のうえ、平成27年4月1日付けで未収金取扱要領の改定を行い、少額債権や長期債権、遠隔地の居住者等への対応について、費用対効果の視点から回収手続きの簡素化等の条項を盛り込み、事務処理の合理化、効率化を図ることで、未収金の回収を促進していくこととした。</p> <p>③経済破綻には至っていないが債権の弁済が滞っている債務者に対する債権等のうち、延滞理由が明らかなものについては引当金繰入率を0%から50%に変更した。また、貸倒懸念債権のうち、既に死亡した債務者、破産・相続放棄が確定した債務者については、引当金繰入率を50%から100%に変更した。</p>	病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
203	指摘	棚卸資産	<p>[棚卸資産の管理について]</p> <p>①在庫金額の不一致 委託先の在庫システムで計上された税抜金額で決算報告書に計上する方法が正しい処理である。今年度以降の決算業務において、十分注意されたい。</p> <p>②実地棚卸に基づく期末在庫明細書の保存 決算数値の基となる決算時点の期末棚卸明細表データは、紙媒体でも電子媒体でも、バックアップデータとして保存させなければならない。中央病院の事業文書規程上、決算関係文書の保存期間は10年、実地たな卸に係る文書の保存期間は10年と規定されているため、規程に準拠した保存が必要である。</p> <p>③薬品等値引きの会計処理 中央病院の薬品購入手続きは、年2回の見積り合せを行った結果、薬品単位で最も安い単価を提示した業者から購入している。業者ごとに年間購入金額を集計し、年度末の2月及び3月には、年間取引額に対して値引きを受けている。25年度の値引き総額は55,711千円であり、この全額を薬品費から控除して決算額としている。この値引き額については、薬品単位の値引き額を計算するのは困難であるため、薬品等の単価は据え置いて、棚卸資産計上額からの控除処理は行っていない。会計処理上これは正しい処理ではなく、正しくは、期末棚卸資産に係る値引き額は、棚卸資産金額を減額する必要がある。</p>	<p>①財務会計システムを平成26年度から導入したことにより、期中消費税抜き処理が可能となったため、現在では薬品について月ごとに消費税抜きベースで突合ができています。</p> <p>②期末在庫明細書について、平成25年度分まで遡って委託業者に確認し、紙媒体でデータを打ち出し、保存することとした。</p> <p>③薬品の値引き交渉の妥結時期を年度末から上半期末に変更し、その後の新陳代謝によって、期末における在庫の単価を値引き後の単価に即したものとしたことなどにより、値引き額の棚卸資産額からの減額は不要となった。</p>	病院局
205	意見	固定資産	<p>[減損会計の適用に関する準備について]</p> <p>新たに導入された減損会計の適用について5つの点で不十分と思われる点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グルーピングの検討結果が文書化されていない。 2. 減損の兆候がないとしているが、判断根拠が不明確である。 3. 土地の時価等を把握していない。 4. 主要な償却資産とは何かを定めていない。 5. 減損の測定に用いる割引率を定めていない。 <p>減損会計は、見積りの要素が多い会計基準である。従って、病院局においては、減損会計の適用に際して、以上の点について、具体的に、財務規程等に定めて文書化しておく必要がある。</p>	<p>グルーピングの検討結果、減損の兆候の判断基準、土地の時価の把握、主要な償却資産の定義づけ、減損の測定に用いる割引率等について、どのような方法がより適切か検討を進めているところである。</p>	病院局
206	意見	固定資産	<p>[固定資産システムの導入について]</p> <p>平成26年度からは新たに固定資産システムを導入しているとのことであったが、平成15年度包括外部監査における経理全般のシステム化に関する要望意見に対する措置として、本来であれば、少なくとも数年前から固定資産システムを導入し、効率的かつ正確な固定資産の管理業務及び計算業務を行って当然とも思われる。</p> <p>病院局全体としても、固定資産の割合は金額的にも重要性があり、導入したシステムが、早期に、安定的に運用されることが期待される。</p>	<p>新たな固定資産システムは、既存の全ての固定資産のデータ化が終了した平成26年4月1日より導入しており、新規取得分についてもリアルタイムで入力するよう、平成26年11月1日より運用改善を図ったことから、現在は安定的に運用されている。</p>	病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
207	指摘	人件費	<p>[分娩件数の把握誤りによる診療手当の支払い誤りについて]</p> <p>中央病院には、1分娩当たり1万円の分娩手当の3分の1を国が補助する産科医確保支援事業費が負担金として交付されている。</p> <p>中央病院の分娩件数の実績を確認したところ、双子に関して7件の数え漏れがあり、この件数分については、産科医に対して診療手当の支払いが過少となっていることが判明した。この誤りの他にも「青森県立病院年報」で公表している分娩件数と診療手当の支払回数とは差異があったため、調査を依頼したところ分娩件数の過不足があることがわかり、産科医への診療手当の支払い誤り等の事実が判明した。</p> <p>いずれも病棟及び総務課の確認不足等の原因により、産科医への診療手当について、支払いが過少となったものが多数発生しており、病院局職員給与規程に基づき支給すべきである。今後は、再発防止と適正な事務執行を徹底する必要がある。</p>	<p>支払が過少となったもの全てについて、労働基準法第115条第1項により遡及対象となる2年間(平成25年1月から平成26年2月)に遡及し、平成27年2月20日に追加支給を行った。</p> <p>再発防止策として、新たに、複数の関係者によりシステム管理されている「病棟看護班業務日誌」から分娩した患者名及び担当医氏名を確認した上で、これまで行われていなかった、医事システム(診療報酬請求ベース)の分娩件数と突合し、二重チェックを行う体制に改善した。</p>	病院局
208	指摘	人件費	<p>[医師の時間外勤務手当時間数の算定方法について]</p> <p>中央病院では、医師の時間外勤務手当時間数の算出にあたって、平成3年11月から内部ルールに従って、集計計算を行っている。</p> <p>このような内部ルールを適用して時間外勤務時間を算出している理由については、「医師は上司はいるものの、1人で行動することも多く、残業時間を厳密には管理できないこと、医師が自分の勉強や研究、学会や関係団体などから個別に依頼を受けた講演資料等は、勤務時間外の診療業務の合間に、病院で所有している図書やパソコンなど院内設置の資料等を活用して作成されることもあり、正確な病院業務従事時間の確認は難しい。」との説明を総務課担当者より受けた。しかしながら、実際の勤務実態を把握することなく、一律に査定率を適用する当該ルールは、県の規則にはない暗黙の取扱い事項である。また、医師を取り巻く環境変化がある中で、従前からの慣習であるからといって、平成3年に定められた査定率を採用し続ける合理的な理由は、制度上においても実態面においても見当たらない。</p> <p>今後は、時間外勤務等命令票に記載すべき具体的な従業務内容や適正な勤務従事時間を医師に周知徹底すること、及び、上司が医師の勤務実態を把握し、それに基づき時間外勤務時間を命令・承認し、規則等に準拠した時間外勤務手当を支給する事務体制を整備する必要がある。</p>	<p>医師に過剰な負担をかけることなく、規則等に準拠した適正な事務処理体制を早期に実現するため、当院及び東北各県立病院等の実態調査をはじめ、新しいルールの確立に向けた所用の検討を行っているところである。</p>	病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
210	意見	人件費	<p>[宿日直手当の非課税の取扱について]</p> <p>中央病院では、宿日直手当1回につき4,000円を、一律に源泉所得税の非課税の取扱いとして会計処理している。</p> <p>税法上または税実務上、入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務は、宿日直料の非課税を定めた所得税法基本通達28-1ただし書きの適用があり、非課税となる。税実務上における税務当局の判断は、この非課税の宿日直手当は限定的に捉えており、これ以外の急患に対応する救急の宿直は、通常勤務であり、宿日直手当についても全額が課税扱いとなるという解釈がなされている。他県の公立病院等では、この宿日直手当が税務当局から源泉徴収漏れを指摘されるケースが相次いでいる。中央病院が、医師の勤務実態にかかわらず、一律に宿日直手当を非課税と処理していたとするならば、それは税務リスクを抱えていることと同義である。今後は、勤務実態を把握し、取扱通達について検討の上、課税・非課税処理を判断する必要があるものとする。</p>	<p>当院は、重篤な患者が多数入院していることから、そうした患者の方が一の夜間の急変等に備えて様々な種類の集中治療室の部署にそれぞれ宿日直者を配置しており、それら宿日直者は、宿日直時間帯は通常、入院患者の病状の急変に備えて、宿日直室(ベッド有)で睡眠・休息待機することになっているため、宿日直勤務を通常勤務外の業務と整理している。なお、それでも宿日直時間帯に発生する可能性がある救急患者等の急患対応等については、宿日直勤務を中断して従事する通常勤務の業務と整理し、別途、相応の時間外勤務手当を支給し、その中で源泉徴収として所得税を支払っている。こうした当院の宿日直の状況を元に、監査人から出された意見を踏まえて改めて検討したが、その結果、あくまでも当院の宿日直手当は、病院に宿泊・待機し、入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務に限定的に支給しているものであり、これまでどおり、宿日直料の非課税を定めた所得税法基本通達28-1ただし書きを適用し、非課税の取扱とすることとした。</p>	病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
211	意見	委託費	<p>[周産期・障害児医療情報共有システムの固定資産計上] 「周産期、障害児医療情報共有システム」は、病院の会計処理上医業費用として処理されており、固定資産として計上されていない。 固定資産計上するかどうかは、予算策定時の支出科目とは関係なく、当期以降も事業活動に供する予定の物品で、かつ一定金額以上のものについては原則として固定資産計上し、減価償却により費用を期間配分計上するのが適正妥当な会計処理である。 原則的には、ハードウェアとソフトウェアが一体である場合、両者を合わせて「器械及び備品」勘定(有形固定資産)で処理しなければならない。ただし、ハードとソフトを明確に区分することが可能な場合、ソフトウェアのバージョンアップが頻繁に予定されている場合などは、別個の固定資産として会計処理する必要がある。その場合には、ハードウェアを「器械及び備品」勘定で処理し、ソフトウェアは「ソフトウェア」勘定(無形固定資産)にて処理する必要がある。 一方、青森県病院局財務規程には、無形固定資産としてソフトウェア勘定が列記されていない。 中央病院の業務内容から判断して、中央病院がソフトウェアを所有しない組織であるはずがなく、ソフトウェアは減価償却資産であることから、一定金額以上のソフトウェアは、その他の無形固定資産として会計処理する必要がある。なお、公営企業会計規則の改定によって、青森県病院局財務規程は全部改正され、青森県病院事業財務規程(平成26年3月28日青森県病院事業管理規程第2号)として公布されている。本規程第61条においては、無形固定資産の部にソフトウェアが独立科目とされていることから、平成26年度より適正な会計処理が行われることが期待される。</p>	<p>平成27年度からシステム開発の内容がソフトウェアのみの場合は、資本的支出の委託料で予算計上・執行し、無形固定資産のソフトウェアとして耐用年数に応じて適切に減価償却することとした。</p>	病院局
215	意見	障害児等療育支援事業	<p>[単価の設定について] 事業の委託費の単価は、ここ数年ほとんど変わっておらず、実際に事業を実施している施設における費用の発生状況とも整合していない。 実施事業者からすれば、かなり安価な委託料と感じられており、以前、三八地域や上十三地域で、実施していた事業者が本事業から撤退したのも、コスト面での問題があったとのことである。 わくわくプランにおいては、本事業の目標は、実施事業箇所数で6か所(目標設定時の平成20年当時の現状維持という目標)となっているが、現状では、5か所(実施地域で言えば、4地域)であり、目標未達の状態になっている。にもかかわらず、県は改善策を打つことなく、漫然と従来通りの方式で事業を継続しており、創意工夫が見られない。委託単価が問題なのであれば、現場の実情を調査し、従来とは違う単価設定を行うべきであるし、利用の少ない事業は廃止するなどして、限られた予算の中で、メリハリをつけた事業の企画をすべきと考える。</p>	<p>事業委託費の単価は、国等が示した金額により設定しているため、関係部署や事業実施施設と事業内容等を協議しながら単価の見直しを検討していく。</p>	障害福祉課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
216	意見	障害児等療育支援事業	<p>[長期間にわたる事業実施の空白圏域の存在について]</p> <p>本事業の施設がなくても、別な仕組みで障害児やその家族の支援ができていのであれば良いが、一般的に、在宅知的障害児の保護者からの相談は、積極的に発信されることが少なく、専門的知識のある方が、聞いてあげる場がなければ、埋没してしまうことが多いようである。県は、本事業の空白地域でそのような問題が生じていないかの検証を行うべきであるし、本事業を展開する価値があるのであれば、委託先の増加(空白地域への開設)への取り組みをもっと積極的に行うべきであろう。</p> <p>県は、本事業の存在意義を認めて、今後も継続実施の方針であるが、ただ、漫然と前年度と同様の実施方法で繰り返すのではなく、委託先の意見や要望をくみ取りながら、委託単価など見直しなどの極め細やかな取り組みをもっと積極的に行うべきである。</p>	現在の事業の実施内容と空白圏域における障害児者への支援状況を把握しながら、空白圏域を含め全体の事業実施について検討していく。	障害福祉課
218	指摘	日常生活用具給付等事業	<p>[実績報告書の提出期限について]</p> <p>平成25年度の実績報告書の提出状況を確認したところ、次の通り提出日と收受日について問題点が発見された。</p> <p>ア 提出期限を経過しているもの イ 提出日から收受日まで7日以上経過しているもの ウ 收受日が提出日以前になっているもの</p> <p>交付要綱に準拠して提出期限を遵守するよう、また実際の提出日を記入するよう、県は市町村に対して徹底すべきである。この点に関し、提出期限の厳守や罰則等補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。</p>	平成27年3月31日に、市町村に対し期限の遵守を徹底するよう通知した結果、平成26年度の実績報告書の提出期限は遵守された。	障害福祉課
220	指摘	日常生活用具給付等事業	<p>[実績報告書の添付書類の確認について]</p> <p>実績報告書の添付書類を閲覧したところ、外ヶ浜町において歳入歳出決算書(見込書)を添付すべきところ、歳入歳出予算書を添付していた。また、六戸町においては歳入歳出決算書(見込書)の歳出欄に金額単位の記載がなかった。</p> <p>県は、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば訂正を求める必要がある。</p>	平成27年4月14日から5月15日にかけて、平成26年度実績に関する市町村からの書類を精査し、誤りのあるものに関しては訂正し再提出させた。	障害福祉課
220	指摘	日常生活用具給付等事業	<p>[実績報告書の添付書類間の整合性について]</p> <p>対象経費の添付書類間の金額的不整合について、歳入歳出決算(見込)書抄本に記載された金額が実施状況調に記載された金額を上回っていれば問題ないと判断しているとのことであった。しかし、実施状況調は支援用具の細かい種目ごとに件数と金額が障害者・障害児別、公費・自費別に記載された一覧表であり、歳入歳出決算(見込)書抄本は市町村の実績見込額を記載するものであることから、両者が一致しない合理性は乏しい。</p> <p>県は、実施状況調の記載額を用いて作成された補助金精算書に基づいて、市町村に対して補助金の交付確定を行っている。補助金の交付確定事務において、補助金精算書の正確性について、添付書類間の整合性を確認する必要があると考える。</p>	平成27年4月14日から5月15日にかけて、平成26年度実績に関する市町村からの書類を精査し、誤りのあるものに関しては訂正し再提出させた。	障害福祉課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
221	指摘	日常生活用具 給付等事業	[交付要綱上の仕入控除税額報告書に関する規定について] 県は事業者に対し、平成25年度青森県地域生活支援事業費補助金交付要綱において、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めている。 本事業については、市町村の一般会計における事業であり、消費税法上の特例により、申告義務はないこととなり、このような補助金に関する仕入控除税額はそもそも発生しないものである。従って、県の交付要綱に規定する内容ではないと考えられるため、今後の交付要綱作成にあたっては、削除する必要がある。	平成27年度の補助金交付要綱(平成27年3月18日制定)からは、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等に関する部分を削除した。	障害福祉課
221	意見	日常生活用具 給付等事業	[市町村が実施する給付事務の検証について] 県は、各市町村が国に提出する実績報告書と、県に提出する実績報告書の整合性については確認しているとのことである。しかし給付事務については市町村に一任している。市町村がそれぞれに作成している地域生活支援事業費補助金交付要綱についてその内容を確認することや、実際の給付事務が要綱に準拠して適切に行われているか検証することは行っていない。 現状では、市町村の給付事務に誤りがあった場合に、県でそれを発見あるいは防止できず、その結果県費の使途が不適切となってしまうかねない。毎年度全市町村について給付事務の調査をすることは現実的でないにしても、何年かに一度循環的に市町村へ赴いて検査を行うことを検討すべきである。これにより、市町村での地域生活支援事業の実態を把握することも可能となる。	全市町村に対し隔年で監査を実施し、事業が適正に行われているかを検証することとした。なお、平成27年度においては、20市町村について、6月16日から7月31日にかけて監査を実施した。	障害福祉課
222	指摘	補装具費支給 事業	[実績報告書の提出遅延について] 実績報告書の提出期限は「青森県身体障害児・者補装具費負担金交付要綱」で定められており、平成25年度の市町村からの実績報告書の提出状況を見ると遅延しているものがあつた。 県は、負担金の交付に係る年度(今回は平成25年度)の3月に市町村からの交付申請をもとに交付額を決定・交付し、4月に提出された報告の内容を審査して負担額を確定する。交付額と確定額の間が生じた差異につき、交付額が超過した分は市町村から県に平成25年度予算へ返還し、不足した分は県から市町村に平成26年度予算から追加交付する。交付要綱に定める報告期限が4月15日と早期であるため、このような取扱いとしている。従って、事務処理が報告期限に間に合わない場合は返還・追加交付によることができる以上、報告の遅延が生じないよう、県は交付要綱に沿った期限に報告を求めるべきである。	平成27年3月17日に、市町村に対し期限の遵守を徹底するよう通知した結果、平成26年度の実績報告書の提出期限は遵守された。	障害福祉課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
223	指摘	補装具費支給事業	<p>[実績報告書の添付書類の確認について] 実績報告書の添付書類を閲覧した結果、添付誤りが発見された。 歳入歳出決算書(決算見込書)抄本の代わりに直近の予算書を添付する場合があります、決算書に代わるものとして運用上認めていること、その場合は補正を確約する旨を記載させていることの説明があった。 しかし、予算書と決算書とは全く性質の異なる文書であり、予算書での代替を容認することは恣意的な運用と言わざるを得ず、交付要綱の趣旨を没却する結果となっている。交付要綱は補助金や負担金の交付事務に際して最低限の内部統制の意味がある。ゆえに交付要綱の設定者自らが正当な理由なく交付要綱によらない事務処理を行うこと、しかも緩める方向での運用とすることは、統制管理の点から適切ではない。どうしても交付要綱によりがたい状況があるならば、県の組織として十分に調査・検討を行った上で交付要綱を改訂する方向での対応をとるべきである。</p>	<p>交付要綱によらない事務処理を改善するため、平成27年4月3日から5月8日にかけての平成26年度の実績確認作業において、関係市町村に対し決算書の提出を指示した。</p>	障害福祉課
224	指摘	補装具費支給事業	<p>[実績報告書の添付書類間の整合性について] 補装具給付事業の対象経費について、市町村から提出された負担金精算書(第6号様式)と歳入歳出決算書(決算見込書)抄本を照合したところ、不整合が見られた。 歳出には前年度の負担金を入れている可能性があり、歳入には市町村が自前で負担している部分(利用者の負担軽減のため)を入れている可能性があるとのことだが、そのような原因で差異が生じるのであれば、差異の内容について説明を記載する様式とし、正確を期すべきである。 負担金精算書上の対象経費が歳入歳出決算書上の対象経費より多額となっていることについては、単純ミスと思われるとのことだが、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば放置せず訂正を求めることが必要である。 歳入歳出決算書上、自立支援給付費総額を記載しており、そのうちの補装具費の金額が不明な状態であったことについて、県から国への報告及び市町村から国への報告も節レベルでの記載となっており問題はないとの認識であった。しかし補装具費の対象経費に関する報告であるから、補装具費の支出済額が不明なことは看過すべきでない。補装具費について正確に記載するよう、市町村に対し指導する必要がある。</p>	<p>平成27年4月3日から5月8日にかけての平成26年度の実績確認作業において、精算書と決算書を始め提出書類間で整合性をとるよう市町村に対し指示し、金額の不一致が見られる市町村に対しては修正を求めた。</p>	障害福祉課
225	意見	補装具費支給事業	<p>[市町村が実施する給付事務の検証について] 県は、各市町村が国に提出する実績報告書と、県に提出する実績報告書の整合性については確認しているとのことである。しかし支給事務については市町村に一任している。市町村がそれぞれに作成している要綱についてその内容を確認することや、実際の支給事務が要綱に準拠して適切に行われているか検証することは行っていない。 現状では、市町村の支給事務に誤りがあった場合に、県でそれを発見あるいは防止できず、その結果県費の使途が不適切となってしまうかねない。毎年度全市町村について支給事務の調査をすることは現実的でないにしても、何年かに一度循環的に市町村へ赴いて検査を行うことを検討すべきである。これにより、市町村での事業の実態を把握することも可能となる。</p>	<p>全市町村に対し隔年で監査を実施し、事業が適正に行われているかを検証することとした。なお、平成27年度においては、20市町村について、6月16日から7月31日にかけて監査を実施した。</p>	障害福祉課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
225	意見	補装具費支給事業	<p>[県の役割について]</p> <p>市町村からの報告について多くの問題点が見られたことからすると、市町村が実施する補装具費支給事務とその報告事務について、県は市町村に対して、より適時適切な指導を行うことが必要と考えられる。特に報告期限が翌年度の4月15日となっていることから、限られた人員で事務を執行している場合や人事異動直後に当該事務を担当することとなったような場合に、事務の誤りや遅延を招きやすいと推測される。この点で県が何らかの形で支援すること、例えばマニュアルを作成・配布する、事前にスケジュールを周知徹底する、事務の引継に関して留意すべき事項を伝えるといったような事項は検討に値するものとする。</p>	書類の誤りを軽減するため、書類作成の上でポイントとなる項目をまとめたチェックリストを作成し、平成27年3月17日に市町村に対し配布した。	障害福祉課
226	指摘	発達障害者支援センター運営事業	<p>[備品の管理について]</p> <p>平成25年度青森県発達障害者支援センター運営事業委託契約書によると、本事業の業務内容には、支援センターで使われる県所有備品の維持管理も含まれている。ほとんどの備品は一定程度利用されているが、開設以来9年が経過し、当初からあった備品の中には既に利用されなくなったものもあり、除却するかあるいは更新するかの検討を要するものがある。また、支援センターから県に対して故障したパソコンの廃棄を要請していたが、そのままになっているものも見受けられた。なお、そのパソコンは現在でも支援センターに保管されている。契約上に定められた県備品の維持管理が、十分にできていない状況が垣間見られた。</p> <p>委託業者と年度初めに契約を更新する際、あるいは委託費の精算を行う際には、事業団と県の間で備品の保管状況についても、連絡事項とする必要がある。</p>	平成27年3月23日の平成27年度契約更新時に備品の利用状況について確認し、不要となっているパソコンについて廃棄することとした。また、平成27年度の契約更新からは、一覧表により備品の保管状況について確認することとしている。	障害福祉課
227	意見	発達障害者支援センター運営事業	<p>[委託料精算書における収支計算について]</p> <p>事業活動収支差額をゼロにするような配慮は、正確な情報を捻じ曲げている。従って、県は正確に発生した金額を記載するように指導しなければならないし、かつ県自体も正確な発生コストの把握に努める必要がある。</p>	平成27年3月31日に、平成26年度実績報告書の収支精算書には、正確に発生した金額を記載するよう指導し、正確な発生コストの把握に努めた。	障害福祉課
230	意見	発達障害者総合支援事業費	<p>[委託料精算書における収支計算について]</p> <p>事業活動収支差額をゼロにするような配慮は、正確な情報を捻じ曲げている。従って、県は正確に発生した金額を記載するように指導しなければならないし、かつ県自体も正確な発生コストの把握に努める必要がある。</p>	平成27年3月31日に、平成26年度実績報告書の収支精算書には、正確に発生した金額を記載するよう指導し、正確な発生コストの把握に努めた。	障害福祉課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
232	意見	私立幼稚園特別支援教育費補助	<p>[目標指標の設定と評価について]</p> <p>わくわくプランの実施事業になっているため、その行動計画において、施策の目標指標と達成度・課題を公表している。設定した目標指標は「補助対象園に対する補助金交付園数の割合」であり、平成20年度の現状値が100%、平成26年度の目標値が100%であるのに対し、平成25年度の実績値が100%で、達成度・課題は、評価5(最高評価)となっている。この目標指標であれば、補助金交付の事務処理の漏れなどのミスがない限り100%になるのは当然である。</p> <p>事業の目的が、「障害児を受け入れる私立幼稚園の支援」であることを勘案すると、心身障害児を受け入れている幼稚園の数とか、心身障害児の在籍数といった数値、あるいは心身障害児の全体数に対する一般の幼稚園に在籍する園児の割合といった目標指標の方が、子育て支援施策の成果を測る意味では適切だと考える。</p>	<p>特別支援教育を実施する私立幼稚園数や私立幼稚園に在園する心身障害児数を因数として本施策の目標指標を設定することは困難である。</p> <p>よって、平成27年3月に策定された青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)においては、当該事業に係る「指標」、「現状値」及び「目標事業量」は設定しないこととした。</p>	総務学事課
232	意見	私立幼稚園特別支援教育費補助	<p>[対象となる園児の在籍要件について]</p> <p>本事業の対象になる園児について、県では、心身障害者である園児が、当該年度の5月1日で在籍し、かつ、3月1日まで在籍していることを要件としている。</p> <p>しかし、県の交付要綱には、「5月1日現在において心身障害児が就園している」との要件の記載はあるものの、「3月1日まで継続して在籍すること」という要件の記載が明示されていない。この取扱いについては、交付申請及び実績報告時において、幼稚園の側で判断に迷うと思われ、実際に、県の予算未消化の一つの原因となっていることから、この点は、交付要綱に明記するなどして明瞭に指示すべきであると考えます。</p> <p>また、幼稚園側が受け入れを拒絶した結果、退園したような事由を除いて、例えば、在籍期間に応じて月割額を補助するなど、県は、要件的に柔軟に対応しても良いのではないだろうか。幼稚園にとっては、経済的な負担軽減に加えて、本事業に前向きに取り組むことが可能となり、それによりサービスの質の向上が図られ、心身障害児の家庭支援や福祉向上に繋がるものと思われる。</p>	<p>平成26年度の交付要綱から、対象となる幼児を「当該年度の5月1日現在において補助対象幼稚園に就園し、かつ、翌年3月まで継続して在園する心身障害児」と明記した。</p> <p>なお、特別支援教育は、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、必要な指導及び支援を継続的に行う必要があることに鑑み、県では、特別支援教育を継続的に行う私立幼稚園の体制を通年で整備・実施するのに要する経常的経費に対して支援することとしている。</p> <p>このため、在籍期間に応じて月割額を補助することについては、実施しないこととした。</p>	総務学事課
235	指摘	特色教育支援経費補助	<p>[実施報告書の検証について]</p> <p>平成25年度の実績報告書に添付されている、「ア 通常預かり保育」、「イ 一般休業日預かり保育」、「ウ 長期休業日預かり保育」の3つの取組に関する実績書を閲覧したところ、103園中6園について、ア～ウのそれぞれの預かり保育開設日数の合計が、1年間の開園日数を超過していた。</p> <p>結果として補助金算定額には誤りがなかったが、県において、実施報告書及びその添付資料の検証が十分でなかったことは否定できない。県による、実施報告書及びその添付資料の十分な検証、及び、補助対象の学校法人に対する十分な指導が必要である。</p>	<p>本補助金に係る実績報告書等については、作成時に表計算ソフトの自動計算機能の活用による記載の入力誤りの防止や記載内容の確認が容易に可能となるよう、交付要綱の様式の改正等を行い、実績報告書等の記載内容の検証等が簡便かつ正確に行われるようにする。</p> <p>また、関係書類の検査・確認に当たっては、複数の職員によるチェックを確実に行うなど、事務の執行体制を改めた。</p>	総務学事課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
236	意見	特色教育支援経費補助	<p>[特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書について]</p> <p>平成25年度の交付申請書及び実績報告書に添付されている、特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書を閲覧したところ、予算書と決算書の収入及び支出がその内訳も含めて同額となっている学校法人が散見された。</p> <p>実績報告書の提出締切日は平成26年4月10日となっており、3月決算の学校法人が決算を確定して提出することが著しく困難な日程となっていることから、各学校法人では、やむを得ず予算書をそのまま決算書として提出しているのが実態であると推察される。また、特色教育支援経費補助事業収支(決算)書では、その様式上、「上記収支(決算)書のとおり、計算書類を作成することを確約します。」として、各学校法人理事長に確約させる形式となっている。</p> <p>学校法人が、4月10日までに実績報告書に添付して県に提出する収支決算書は、収支決算(見込)書とし、収支決算(見込)書と確定した収支決算書に差があつて、補助金算定額が変更になる場合には、事後に訂正報告書を提出させる等の改善を検討する必要があると思われる。</p>	<p>本補助金については、実際に支出された経費の額に基づき、補助金額を確定することができるよう、実績報告のあり方等につき、必要な措置又は改善を行うこととする。</p>	総務学事課
237	指摘	私立幼稚園子育て支援等推進事業	<p>[実績報告書の審査について]</p> <p>委託契約のうち、契約期間が平成25年4月1日から平成26年1月31日までの10ヶ月のものが1件あった。しかし、当該委託契約の実績報告書、経費精算書を確認したところ、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの12ヶ月の雇用契約、経費の実績額に基づき作成されていた。学校法人による作成誤りと県の確認漏れであった。</p> <p>この事案では、最終的に県に対する委託料の返還は生じなかったが、契約期間と実績報告書の報告期間が対応していないと、誤った審査事務につながりかねない。そのため、実績報告書の審査にあたっては、契約期間と実績報告書の報告期間を確認した上で、適切な審査を行う必要がある。</p>	<p>本委託の実績報告書については、関係学校法人から実績報告の再報告を求め、再度、事業の内容等を精査した。</p>	総務学事課
238	指摘	私立幼稚園子育て支援等推進事業	<p>[委託料に係る消費税の取扱いについて]</p> <p>委託料に係る消費税の取扱いについて、平成24年3月28日に厚生労働省職業安定局の地域雇用対策室長より「雇用創出基金事業における消費税の取扱いについて」の通知が、各都道府県の基金事業担当部局長宛てに発信されている。</p> <p>この消費税の取扱いに関して、監査の結果、以下の事象が発見された。</p> <p>① 課税事業者について、通勤手当に係る消費税相当額が重複して計上され、過大な委託料の支払いが行われた。</p> <p>② 免税事業者であるにもかかわらず課税事業者として取扱い、加算する必要のない消費税が加算され、過大な委託料の支払いが行われた。</p> <p>今後の改善策として、通勤手当の消費税の取扱いについては、厚生労働省職業安定局からの通知を県は十分理解し、学校法人への周知徹底を図ること、免税事業者の確認についても、学校法人から提出される「雇用・就業機会の創出計画書」の記載だけでなく、消費税の確定申告書等により免税事業者に該当するか否かの確認事務を県において行うことが必要である。</p>	<p>委託料が超過支払いとなっている受託者に対しては、当該超過支払い相当額の返還を請求し、平成27年4月6日をもって、その収納が完了した。</p> <p>今後、類似の事業を行う場合は、受託者である学校法人に対し制度の内容の周知徹底を図るとともに、消費税の確定申告書の写し等により当該学校法人が免税事業者又は課税事業者のいずれに該当するかの確認を行うこととする。</p>	総務学事課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
240	意見	私立幼稚園子育て支援等推進事業	<p>[事業の効果について]</p> <p>事業目的の一つとして、本事業により未就職新卒生・既卒生等への短期の就業機会の創出を図り、幼児教育現場における実際の就業を通じて、実質的な職業能力向上により将来の就職に結びつける仕組みを作ることが挙げられており、県としては継続的な雇用の創出を期待していたものといえる。</p> <p>委託契約終了後に情報収集を行わなければ、事業の目的の一つである継続的な雇用の創出という効果について何ら検証することができない。また、将来的に事業を企画立案するに際して、本事業の実態把握と効果の検証を行うことで有用な情報を入手できると考えられることから、委託契約終了後にヒアリングやアンケートという形で情報収集を行うことが必要である。</p>	<p>本事業による被雇用者の委託契約終了後の就労状況等について、アンケートを実施し、情報を収集していたことを確認した。</p>	総務学事課
240	意見	私立幼稚園子育て支援等推進事業	<p>[年度途中で業務が完了する委託契約について]</p> <p>委託契約のうち、契約期間が平成25年12月31日に終了するもの、平成26年1月31日に終了するものがそれぞれ1件ずつあった。この2つの委託契約について、契約書には、業務完了したときは、完了した日から起算して10日以内に実績報告書、経費精算書を県に対して提出するものとされているが、この2件とも実績報告書、経費精算書の提出は、平成26年3月31日に契約期間が終了する他の委託契約と同様に平成26年4月上旬に提出され、委託料の精算払いも、他の委託契約と同様に平成26年5月下旬に行われていた。</p> <p>年度途中で業務が完了する委託契約についても、業務完了後、契約書に定められた日までに実績報告書、経費精算書が提出されるようにすべきであり、また、精算払いについても、その都度精算払いすることが望ましい。</p>	<p>当該事業は平成25年度で終了したが、今後、同種の事業を実施する場合には、事業の完了後、定められた時期に実績報告書等を受託者から提出させることとし、また、委託料の支払いについても、適切な時期に行うこととした。</p>	総務学事課
241	意見	幼児教育緊急環境整備費補助金	<p>[学校法人の会計処理の誤りについて]</p> <p>学校法人から提出された事業実績報告書を基に、本事業により取得した備品等が各学校法人の平成25年度決算報告書に計上されていることを確認した結果、学校法人A幼稚園の貸借対照表「器具備品」勘定に計上されていなかった。会計処理を誤って「車両運搬具」勘定に計上していたことが明らかとなった。</p> <p>本県の補助金交付要綱上は、補助対象備品等の内容は明記されているが、補助対象経費の会計処理は明記されていない。</p> <p>県に期待される事務としては、学校法人の会計処理の適正化が図れるように交付要綱等に会計処理をできるだけ明確に記載すること、また、学校法人に対する助言と指導を前向きに行うことによって、学校法人の計算書類の適正化を実現化し、補助金の適正執行を担保することである。</p>	<p>学校法人の会計処理については、当該学校法人の責任において行うべきものであるが、補助金の適正執行を確保する観点から、各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化を図るよう、平成27年3月31日付けで文書により注意喚起した。</p>	総務学事課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
245	指摘	私立学校経常費補助	<p>[経常費補助金配分積算資料の検証について]</p> <p>共済長期給付掛金割について、標準給与年額の金額を間違えて記載して配分計算を行ったため、本来より88千円少ない130千円しか受け取れない事案が発見された。</p> <p>幼稚園分だけでも108園ある経常費補助金の積算資料の作成・入力作業等は本事業の担当者が1人だけで行っており、上司の決裁承認を得てはいるが、各数字が正しいかまでの検証は行われていない。上記のような処理の誤りを防止するためには、少なくとも作成・入力担当者とは別の担当者が金額の正確性の検証作業を行い、財務事務の内部統制機能を働かせる必要がある。</p> <p>補助金申請額積算基礎表を県の方で事前に作成して、各学校法人に対して間違いがないか確認を依頼した上で、学校法人は補助金交付申請書を作成している。しかし、誤りのあった数字部分について、学校法人は容易に金額が正しいかを検証する書類等を持ち合わせておらず、事実上、県の作成した補助金申請額積算基礎表をそのまま追認する現状となっており、相互検証機能は働いていない。同様のことは、退職金財団負担金割についても言える。補助金積算根拠については、県でも学校法人でも容易に確認できる配分基準を採用することや配分の基礎数値について簡便的な算定方法を採用するなど、相互検証機能が有効に働く体制を整備する必要がある。</p>	<p>関係書類の検査・確認に当たっては、複数の職員によるチェックを確実に行うなど、事務の執行体制を改めた。</p> <p>また、積算資料に記載する数値は、学校法人及び学校の運営に必要な基礎情報として当該学校法人が保有し、自ら容易に確認できるものであることを踏まえ、県と学校法人による数値の相互検証機能の実効性を一層高めるため、特に留意すべき事項や確認方法を具体的に示し、その確認が十分に行えるよう、平成27年7月24日付けで学校法人に対して文書により注意喚起をした。</p>	総務学事課
246	指摘	私立学校経常費補助	<p>[電子メール割の配分条件について]</p> <p>県では、配分条件を具備する旨の「電子メールによる文書の送受信体制報告書」を幼稚園に提出させている。報告書には配分条件の一つである、電子メールを適切な管理体制のもと法人の定める文書保存規程に基づき保存する旨の内容及び、文書保存規程が法人に整備されていることが前提となっている。</p> <p>幼稚園101園に電子メール割による配分198千円の補助金交付を受けている。この中には実際には文書保存規程を作成・整備していない幼稚園19園があることが監査期間中に判明した。</p> <p>当初、電子メール割の配分条件は、適切な管理体制のもと「一定期間保存すること」となっていたが、平成24年度に明確な表現とした方が良いとの検討が県庁内でなされ、「文書保存規程に基づき保存すること」へと変更されたとのことである。配分条件を形式的に厳格化しても実質的に遵守されないのでは、交付要綱として意味がない。文書保存規程が整備されていない幼稚園は、補助金交付要綱の配分条件を満たしておらず、本来であれば補助金の返還を受けるべきものであると考えるが、「もともと、この電子メール割の趣旨は県の文書のペーパーレス化・情報伝達の利便性を図るために設けられたものであり、文書保存規程がないからといって補助金の趣旨に反するものではない」との県側の説明を受けた。そのように県が考えるのであれば、遵守されない形式的な配分条件の文言は見直すべきである。もしくは、今後は、補助金交付の絶対条件であることを学校法人に自覚させて、文書保存規程の作成・整備を徹底指導すべきである。</p>	<p>本補助金の交付目的等を勘案し、電子メール割の配分条件のうち、本件に関する規定を「電子メールの添付ファイルは速やかに確認し、紙媒体又は電磁的記録として、適切な管理体制のもと、保存すること。」に平成27年2月26日付けで改めた。</p>	総務学事課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成27年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
247	意見	私立学校経常費補助	<p>[監査報告書添付免除対象学校法人の会計指導について]</p> <p>私立学校振興助成法に基づき交付を受けている経常的経費が1,000万円に満たない学校法人は、県知事の許可を受けた上で計算書類への公認会計士等の監査報告書の添付が免除されている。県内にはこのような監査報告書添付免除対象学校法人が平成25年度で13法人ある。</p> <p>県としては監査報告書添付免除対象学校法人に対しては、公認会計士監査が実施されていないのであるから、自らの事務執行の適法性確保、学校法人の財務内容の適正性と透明性の確保、内部統制の適正性確保のために、計算書類の不備や会計処理について指導と助言をより一層、積極的に行う必要がある。</p>	<p>学校法人の会計処理については、当該学校法人の責任において行うべきものであるが、補助金の適正執行を確保する観点から、各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化を図るよう、平成27年3月31日付けで文書により通知した。</p>	総務学事課